

況じやないかと思うのですが、この点いかがですか。

○政府委員(影山衛司君)

この共済制度が、先生御承知のように、いわば保険の勧誘というふうなものでございまして、やはり事業団自体もあつては中小企業庁自体も、この加入の促進については一生懸命努力しなければいけないわけでございます。長官名をもちまして、各通産局長あるいは各都道府県知事に対してこの制度の加入促進について協力してくれというのを通達を出しております。あるいはブロック別あるいは県別の加入促進連絡協議会というふうなものもいたしております。それからまた全国加入促進強調期間というふうなものも設けまして、事業団としても説明会を行ないましたりあるいは印刷物を配付いたしましたりあるいは広報車によって巡回をして説明をしております。この努力が必ず実を結んでくるというふうには私は期待をいたしております。次第でございます。

○近藤信一君 このPRが足りなかつたこと自体は当然だと思つております。

それからもう一つ、表にあらわれておるのを見ますと、たとえば仙台通産局累計が千二百四十一、それから東京通産局、これが茨城が含まれて一万一千九百九十二、その一万一千九百九十二の加入者の中で、茨城県はその半分以上、六千八百八十三名というんですか、加入者。これはすばらしい。東京通産局という大きな通産局の半分以上が茨城県に占められておる。名古屋通産局はわずかに千二十七。大阪通産局は千五百五十二、その他広島四千二百三十二人、四国にくと減つて五百四十六人、こういう状況です。通産局単位にこう見ましても、これは茨城県だけ特別に抜けておる。特に中小企業が多いであろうと、こう言われておる大阪通産局関係、名古屋通産局関係、まあ特にまた東京通産局関係、私どもが見て小規模事業

業者が多いであらうと思はれる管轄が非常に成績が悪い。あなたもいま答弁されたように、いわゆる保険の勧誘員がほとんどと勧誘して、保険をふやして行くと同じような制度でいけば、これはもつと伸びたかもしれないが、さあ店を開きましたからいっしょにやういふことで、これが行なわれておつたと思つたので、いろいろとまああなたも努力はされたけれども、比較的喜んで加入しない、小規模事業者が喜んで加盟しないというところに何か一つの欠陥というものがあるんじゃないか、こういうふうには私思ふのですが、この点はどうですか。

○政府委員(影山衛司君)

まあ加入促進の末端機関といたしましては、たとえば商工会あるいは中央会あたりも活用してやっておるわけでございますが、まあ先生御指摘のように、制度自体につきましても多少まだ不十分な点もあつたことはいないわけではございません。この点につきましてもそういう点を反省いたしまして、今度の第一種共済契約というふうなものも新設したような次第でございます。

○近藤信一君 それからもう一つ、たとえば生命

保険、火災保険等は、本人、加入者自身が自主的に加盟する、もし火災にあつたらいけないから、これだけの保障があるからといつて保険に入るわけなんです。ところがこれ小規模の問題に対しては、そういう一つの保障というものはあまりないわけですね。ただこれができたときには、あなたも小規模事業者が退職金もないしあれだから、何とか制度をつくらなきゃならぬだろう、こういうことでやられた。不況の場合に、いま倒れればというふうなときには、若干の希望者もあるかもしれないけれども、平常に事業が行なわれておるときには、事業者から考えてみれば、何か政府がお恵みでやってくれるような制度だと、これに入つておれば必ずこれだけの利益があるというのじゃなくして、その利益に対しては希望が持てない、何かあわれみをかけられて見られておるやうだというふうな気持ちで小規模事業者も抱いて

いるのじゃないか、だから進んで入つてやろうという気持ちで起つてこないのじゃないかと私は思ふのですが、この判断はどうですか。

○政府委員(影山衛司君)

この小規模企業共済事業団が設立されました。この制度ができました。前におきまして、小規模事業者の人たちは、はじめて政府も小規模事業者のための組織をつくつてくれたと、それからこういう共済制度をつくつてくれたというので、非常にこの制度を歓迎をされておるやうな次第でございます。それからまた魅力の点につきましても、たとえば現行の共済契約の場合におきましても、廃業あるいは満期の場合におきましても大体七分ないし七分二厘というふうな運用利回りで共済金が支給できるやうな仕組みとなつております。それからまた、今度の第一種共済契約におきましても、事業の廃止、会社の解散の場合につきましても、七分九厘というやうな利回りで共済金が支給できるというふうな仕組みとなつておりますので、こういう点がよくわかつてもらえます。あるいはワリシヨを買つたりというやうなこともあるわけでございますが、それと比較してあるいは生命保険に入るよりも有利であるというふうにはわかつてもらえないんじゃないかと思つております。

○近藤信一君

まあこの程度にしておきまして、次に移つていきますけれども、今度の改正で若干よくつたというものは、全額今度所得税控除がされるわけですね。この点だけが若干有利になつたように思われる、今度これを改正して第一種共済契約というものを設けるわけですが、これは、わざわざ一種をここに設けなくても、現行の法律を改正していけば十分これを補つていくと思ふのですけれども、これを改正しなければならぬという根拠、改正してどれだけの、一体これがよくつたかというのと、この表を私ずつと見ましても、特別よくつたというふうには私見ないわけなんです。これはなぜ第一種制度というものをここに設けなければならなかつたかとい

う、その理由ですね。現行の法律を改正していけば十分これは間に合うのじゃないかと私は思ふのですけれども、この点、私どもも納得いかないのです。この点はいかがでしょう。

○政府委員(影山衛司君)

先生御指摘のやうな考え方私も当初持つておりました。現行制度の改正というところで制度を強化していきたいという方向でいろいろ検討してみたわけでございますけれども、現行の共済契約の共済事由は、狭い意味での事業の廃止あるいは事業の第三者への譲渡、そのほかに、いわゆる法人成りあるいは隠居それから三十年満期というやうな制度がございまして、これを全体的に総合してみまして、いわゆる貯蓄共済的な色彩が非常に強いわけでございます。そういう点で、その貯蓄共済的な現行制度につきましても、掛け金の税制上の特別措置を講ずるといふ場合に、他の税制上の措置とのバランスもございまして、掛け金を生命保険料控除の枠内で処理するという以上に出ないことになつておるわけでございます。そこで、ただいま申し上げました共済金の共済事由の中で、特に最近の経済情勢のきびしさにかんがみまして、狭い意味での事業の廃止あるいは第三者への譲渡あるいは会社の解散というやうなものに限定いたしまして、これを共済事由にするということになります。いわばこれが社会保険的な色彩が強くなつてくるというところで、そこを拠点にいたしまして税制上の特別措置につきましてもやつと全額所得税控除というところまでこぎつけたわけでございます。それからまた、共済金につきましても現行のものよりも一〇%ほど増加をするというふうなこともいたしたわけでございます。そういう点で現行の法律改正だけではやつていけないという根拠、理由を申し上げたわけでございますが、今度改正いたしました場合のメリットにつきましては、先ほど申し上げましたように、掛け金につきまして全額所得税控除ということ、それから、共済金につきまして、現行の制度よりも、共済金の、事業の廃止及び会社の解散等につきましては、一〇%の

増額を行なうということになっております。

○近藤信一 君 いま御答弁ありましたように、共済金が、廃止した場合一〇兆よけいもらえるようになるということ、税制上の問題、この二つだけでしょう。今度改正したのがこの二つだけだったから、現行の法律の改正でいけるのじゃないかというふうに思うのですけれども、現行の改正でこれができるという、そのあたりはどこに根拠があるのですか。

○政府委員(影山衛司君) 主として税金上の特別措置についての他の制度とのバランスでございます。現行の共済契約は貯蓄共済的な色彩がございますので、どうも全額所得控除というところまでいってはいないわけでございます。一方におきまして社会保険制度につきましては、一応税金上の特別措置をとるルールといたしまして、強制加入と掛け金の強制徴収という制度があるものについて全額社会保険と認めて、掛け金については金額所得控除をやるというのが従来の例であったわけであります。ところが、この第一種共済契約をつくりまして、強制加入あるいは強制徴収というところまではまだ進みませんけれども、先ほど申し上げましたように共済事由というものが、非常によむを得ざる事業の廃止あるいは会社の解散というふうなものをそういう事由にしておりますので、社会保険的な色彩が非常に濃厚であるということで、前例はないわけでございますけれども、特にこの掛け金について全額所得控除ということとを認めてもらった次第でございます。相当これは前進じゃないかというふうに考えるわけでございます。

○近藤信一 君 長官が前進と言われるから前進かもしませんが、もう一つお尋ねしておきたいことは、たとえばこのあとで審議いたします団体法の改正によって協業組合の制度ができるわけですね。そうすると、協業組合をつくるために自分の事業というものを廃止するわけでしょう。自分の、個人のあれを廃止して協業組合になるわけなんだから、その場合に、ここにございますよう

に、事業の廃止をして一〇兆増しの共済金がもらえるということに私はなると思うのですが、そういうことになりませんか。

○政府委員(影山衛司君) 個人事業の場合には、事業の廃止になるわけでございます。

○近藤信一 君 今度は逆に裏から考えますと、あなただけのほうでは、今度団体法を改正して協業組合制度をつくるのだ、協業組合をよけいつくらせるために、こういう第一種の制度というものを設けて、第一種に入っておればこういうあれがあるぞ、早く廃止して協業組合をつくりなさい、そうすればこれだけの共済金が一〇兆増しでもらえますよ。こういう宣伝にもなるうかと思うのですが、そういう意図があつてこういう第一種の制度改正ということにあなたのほうは考えられたのか、どうかこの点はどうか。

○政府委員(影山衛司君) 特別にこの協業組合制度が改正の契機になったわけではございませんが、この協業組合制度に参加する個人事業主が、すべて事業の廃止を行なうわけでございますので、協業組合を結成するのに非常に都合であるというふうにも考えるわけでございます。

○近藤信一 君 それからたとえば世襲の場合、これは私が今度はおがれにこの工場を譲る。今度はいせがれに譲った場合には、おやじの、前事業主の掛け金年数というものが世襲者に対して加算されていくわけですね。これは妻またはその子供、二代限りの法律ですね。二代で打ち切つて、三代までということになると相当年数が長くなってくるであろうけれども、二代限りでこれを切つたというの、どういうところに意図がありますか。

○政府委員(影山衛司君) まあ大体においておやじさんがもう隠居も間近いので、この共済制度に入っておきたいけれども、自分だけの一代限りではどうも共済金が年数が足りなくてもらえそうにない。しかしながら、その次の世代につくまはしてはひとつこれを引き継ぎ加入できるなら自分もこれに加入しようというふうなことで、そういう趣旨でやったわけでございまして、それをさらに三

代、四代と延ばしますことにつきましては、やはり相当因果関係と申しますか、そういう点についてのいろいろの確認ということ等も非常にむずかしいかと思いますので、一応二代限りということになったわけでありまして、これも実施の状況を見まして、今後その点については検討していきたいというふうに考えております。

○近藤信一 君 この共済制度の加入者は、必要な事業資金についての将来還元融資が受けられることになっておりますが、このことは加入者にとつては魅力のあることであらうかと思うのです。本法制定当時からこれは期待が持たれていたこととございまして、一体いつごろからそれではこの還元融資の実施ができるという見通しとございますか、それはどうですか。

○政府委員(影山衛司君) 大体中小企業退職金共済事業におきまして最近還元融資を行ない始めたわけでございしますが、それは大体掛け金が百億ぐらいいたまった時点から始めているわけでございします。もしもこの百億という掛け金の累積を頭におきますならば、この小規模共済制度におきましては、加入者が大体三十万人になりますならば、おそろく掛け金の余裕金が百億程度にならうかと思ひます。大体それを五年以内ぐらには実現をしようじゃないかというふうな目標を立てております。

○近藤信一 君 大体三十万人ということになってはいるが、たいへんです。五年以内に何とかしたいと言ふが、二年かかって一万九千四百三十二人でしょう。三十万といつたらまだだいぶ先が長い、三年ぐらいたあなただけはできませんか。そんな安易な気持ちで加入者に還元融資できるぞと宣伝できますか。百億にならなければ還元融資できないというのでしょ、そうでしょう。二年かかって二万ないわけだ。十年か二十年かかる、この案でいくと。その点どうですか。甘くないでしょう。

○政府委員(影山衛司君) これは私も案外いたしておるわけではございませんけれども、中小企業退職金共済制度の加入状況等を見ますと

いうと、まだ二年目、三年目でも加入者は二万人にはなっていないわけでございします。新規加入者は、それで、中小企業退職金共済事業が三十四年に始まりまして、三十八年ごろ、五年目に大体百億の運用資産ができたわけでございまして、最初のころは、やはり中小企業退職金共済制度の例を見ましても、なかなか加入が促進しないわけでございますが、だんだん加速度がついてきて加入が促進されるというふうになっております。いずれにいたしましても、案外いたしていませんけれども、加入のPR等も積極的にいたしまして、そういう目標を達成したいと考えているわけでございします。

○近藤信一 君 長官、せっかく法を改正して、還元融資の面を考へて、いま御答弁ありましたように、そうむずかしいものではないような御答弁ですけれども、私は、ちょっと長官のその考え方は甘いんじゃないかと思うのです。積極的にやつて茨城県なんかはこれだけ入つた。いまの事業団の人数からいって、それから、地方自治体で、それではそのことに積極的にやろうかという決意が出てくるかどうか。そういうことを考えると、これはなかなか困難なことだと私は思うのです。二万人現在ない、一万九千四百三十二人の加入者があつて、茨城県が六百八十三人加入している。こういうあれから見ても、私はなかなか遠いことになつていくんじゃないか。どうもその点、あなただけの答弁と私の思っている想像とは、だいぶ食い違ひがあるように私は受け取れるのですけれども、あなた、この法律通つてしまえば、またどこかに行けるわいということで、法律さえ通してしまえばいい、こういうことかもしませんけれども、どうも私は甘いと思うのですが、どうですか。

○政府委員(影山衛司君) 私どもも一応の目標を立てているわけでございしますが、たとえば四十二年度におきまして、これで北海道とか岩手県とか福島県とか徳島県、大分県等をモデル県にいたしまして加入の促進をはかるわけでございします。

が、大体いままでの目標を積み上げていきますという、四十二年度でも六万人は入るだろうというふうな見通しを持っているわけでございますが、そういうふうな見通しを私どもも一生懸命やりまわすけれども、なかなかむずかしい仕事でもあらうかと思うわけでございますが、今度第一種共済契約も多少の魅力もあるわけでございまして、大いに加が促進されてくるのではないかと考えております。ただ、そこまですりません場合にも、還元融資が実質上できるような制度をもつて行なうわけであります。その掛け金のたまつたもので商工中金の商工債を買ひまして、それを見返りに商工中金のほうで還元融資的なものを行なうわけであります。そういう制度も活用していきたいということでございます。

○近藤信一君　そこで、共済制度の還元融資がでないといふ。いますぐやれないでしよう、あなたのはもうね、やれない場合に、たとえばこれに加盟している、共済事業団に加盟している証明ですね、たとえば手帳あるでしょう。そういうものを持たせて金庫の窓口へ示した場合に、この融資ができる、こういう方法でも講じてやれば、私はまだこの加入者も一つの希望というものが持てるだろうと思うのだが、あなたはいま商工中金で見返りとしてどうのこうのということではなく、普通の一般銀行でも中小企業の金融を扱っておる窓口に行つて相談すれば、それによつて融資ができる、こういう方法というものはあなたも考へなかつたのですか。もしあるとするならば、やっておるというところがあるならばひとつ聞かしていただきたい。

○政府委員(影山衛司君)　なかなかやはり、銀行等にも働きかけておられますけれども、そこまではまだ行っていないわけでございます。まず、商工中金に対しては模範を示してまいりまして、遂次それを拡大していきたいと思つてございします。たとえば、まず政府関係金融機関の国民金融公庫等にその制度をとり入れてもらつていき

と思つております。

○近藤信一君　いますぐというわけにはいかぬが、国民金融公庫が何とか利用できるうちにやりたい、こういうことですか。

○政府委員(影山衛司君)　そういうふうな持てきたいと思つております。

○近藤信一君　時間がだんだんと追ひ詰められておれだから、どうもあんまりじっくりも御質問できませんけれども、やはり私はこの小規模企業共済法、これは小規模事業者は一応期待しておるやに見えておるけれども、実際のこの表のあらわれ方からいくと、われわれが最初考へたようには進んでいていないということは、非常に私は残念だと思つておる。で、茨城県を一つのモデルケースとしてこれから全国的にこれをPRして積極的にやりたいというあなたのいまの御答弁でございしますから、一体これから一年間どれくらいの実績が上がつていくか、私も来年も生命があればもう一ぺん来年には十分お尋ねをしたいと思つております。やはりこの制度があるということがまだ十分知られていないかも知れませんよ、小規模事業者の諸君に。そういう点からまずPRをしていかなければならぬということ、それから、ほとんど、茨城県の例は、先ほど私言いましたように、割り当てとしてこれだけつくつてくれということでお願ひして、こうふえてきておる。そういうことも非常にいいのだけれども、何とか小規模事業者が自主的に喜んで加入できる面をPRさせなさい、私はなかなかこれは伸びていかないと思うのです。あなたはこのほうのプランだけはいいけれども、実際の実績というものは、私はあらわれてこないと思つておる。そういう点を十分にこれから一年間積極的にやつていただきたい、このことを私希望しておきます。

○政府委員(影山衛司君)　先生御指摘の線で私も、また小規模企業共済事業団も努力をしていきたいと思つてございします。本年度から事業団の広報室を設けましてPRを専門にやりたいという考えをしておりますので、せつかく努力をしてい

きたいと思つてございします。

○向井長年君　関連。いま近藤委員から大体触れられたと思うのですが、この現行法はそのまゝにして、新しく創設するということですが、今後しばらくこの現行法は今度創設されるほうに吸収していくと、こういう基本的な考え方を持つておられますか。この点どう考へるのですか。

○政府委員(影山衛司君)　事業団のほうで現在加入している人たちの意見等も聞いてみたわけでございしますけれども、この現行法の制度につきましても、やはり法人成りであるとか、あるいは隠居の場合、あるいは満期制度もございまして、新しい共済契約よりも共済事由によつては有利な点もあるわけでございします。そういった点で現行の制度も一応存続させておいたほうがいいんじゃないかという結論を出したわけなんですけれども、今後の実行の模様を見まして、この点は検討したいと思つております。

○向井長年君　有利な点があると思ひますが、したがつて、将来その有利な点を今度の法に繰り入れてこれは将来これに吸収していく、こういう基本的な考え方ではないかと思つておるのですが、あくまでも二本立てでずつといくと、こういう考え方でいくのか、この点いかがですか。

○政府委員(影山衛司君)　有利な制度に統一していくというのが私どもの念願でございます。

○近藤信一君　それでは次の中小企業団体の問題に移つていきますが、過日も私ちよつと触れておきましたのですが、非常に中小企業の組織化のために通産省も政府も努力しているときやうまであれやこれやと法律の改正等も行なわれてきた。そして今度はどうしても協業組合をやつても一つ中小企業の皆さんの事業をうまく促進していくと、こういうことで団体の法を改正をされたわけでございますが、この今度の協業組合ができまして、従来の工場団地、工業団地、これらが移行することができると、今度の改正によつて、その場合一体どれだけの特典というものか、利益というのか、そういうものか

あるかどうか。協同組合による工場団地が今度協業組合に移行した場合、依然としてあまり変わらないかどうか。協同組合法による工場団地でやつていても協業組合へ移行してもあまり変わりがないければ移行する人もないが、いまの工場団地のやつておる運営のあれから見ると、九〇%から協業しておるところもあり、四〇%ぐらいが協業しておるところもあり、いろいろな工場団地によつて違つておるわけなんです。全面的にこれを協業化していくという場合に、その工場団地が移行した場合に、大きな特典があれば移行するけれども、あまりないとなると、従来どおりでいつたほうがいいんじゃないか、こういうことにもなるうかと思つて、その点、一言お尋ねをしておきたいと思ひます。

○政府委員(影山衛司君)　従来の工場団地の中にも全部協業あるいは一部協業が相当進んでおる団地も三、四あるわけでございします。その人たちは私どももこのほうに寄り寄り協議をしてきております。この工場団地が協業組合に移行いたしました際に、これは従来からも工場団地でございします。で、中小企業振興事業団の対象になる。金融上のめんどうも従来ともちろん変わりございせんが、やはり一番メリットがございしますのは組織上のメリットでございまして、加入、脱退のある程度の同志的結合の意味での自由を制限しておりますので、ほんとうに気の合った人たちの協調性が保たれます。あるいは資本の維持、増加というものもできるわけですね。それから員外利用の制限というものが従来の協同組合方式ではあつたわけでございしますが、今度は協業組合になりましたら、その員外利用の制限がないのでございします。これは自由な販売活動ができるというやうな点で非常に大きなメリットであると思ひます。それから既設のものにつきましても弾力性が保たれるやうになつておりますので、この組合運用の機動性が保たれるというやうなこともあらうかと思ひます。そういう組織上のメリットが非常に大きいのではないかと。その点は、やはり皆さんも評価をしてお

られるような次第でございます。また税制上につきましても、特別償却の機械等の割増し償却あるいは現物出資の特例等もすることになっておるわけでございます。

○近藤信一君 協業組合の設立にあたりましては、四名以上が発起人になることを要する。四名以上ということば、四事業所が協業することになるわけですね。この場合に、その組合員が死亡して二人まではこれを認める。組合員の最少員数はきまっておりますけれども、上のほうは制限がないわけですね。あなたのほうは、協業組合というものは、一体どれほどの員数が適当だと思われましか。下はきまっておりますから上のほうにおいてはどれくらいまでが一体理想的か、この点お答え願います。

○政府委員(影山衛司君) 従来協業を相当程度やっておりますところの組合の実態調査を私もやりましたわけでございますが、その統計によりまして、大体六人から二十人程度の組合員を持つてゐるのが三十数パーセントあるわけでございます。大体そういうところが多いのではないかと。そのくらの人数でございまして、同志的な結合という点についてもふさわしいのではないかと思つてございまして。

○近藤信一君 協業組合は一部協業と全部協業と、二本立てになつておるわけですね。なぜ一部協業と全部協業と二本立てにしたのか。一部協業のほうより、私が考えた場合には全部協業のほうが最もふさわしいのじゃないかと私は思うのですが、特別ここに一部協業ということになると、將來できる面ではやはり一部協業のほうが多く設立されるというふうには私考えるのですが、その点あなたのほうはどちらのほうがこれは伸びるであろうというふうに考へておられますか。一部協業か全部協業か、この点について。

○政府委員(影山衛司君) 私どもがこの法律をつくります契機になりましたのは、全部協業でございます。一部協業も、先ほど申し上げましたような組織上のメリットもございまして、まづ

そういう一部協業をやりました上で全部協業のほうへ進んでいくという例も非常に従来多いわけでございます。両方ともひとつ差別なしに指導していきなさいと思つておられますので、どちらに重点を置くとか、どちらを伸ばすとかいうようなことは考へてないわけでございまして。

○近藤信一君 そうすると、たとえば販売の面だけ残してあと一部協業する、こういうのが出てきますね。その場合に、先ほどの小規模共済のほうと関連していくのですが、一部販売だけ残して主體が今度協業をする、そのときに廃止とみなされるのか、これを廃止とみなさないのか、この見解はどうですか。

○政府委員(影山衛司君) 販売事業者として継続いたしておりますので、これは廃止にはなりません。

○近藤信一君 業者として残つても、実務事業の主体というものは廃止されるわけでしょう。ただ、販売面だけ残るといふことになる、これは廃止になるのじゃないですか。その見解はどうも私と違ふようですが、どうですか。

○政府委員(影山衛司君) 事業の廃止があつたかどうかというところは、地方税法におきまして、届け出をする対象になるかならないかということになるわけでございまして。事業を廃止して地方税法上の事業として、もうやめるのだということになりますと、もう廃止になります。が、やはりまだ引き続き個人、その人の名義で税金を納めていくというふうなことになる、ということ、やはり販売事業をやっているということになるわけでございまして。

○近藤信一君 これは業態によつていろいろできるとおもうのです。たとえばとうふ屋とかおまんじゅう屋とかそうめん屋、こういう小さな小企業というかな、こういうのが今後協業組合に入つてきます。その場合に、とうふ屋なんかはいまのお話の一部協業でできる面があるのです。製造だけこつちで協業して、販売は依然としてやる。それから、私が聞くとおると、何

かあんこ屋か何か協業をやつていふふうな話も聞いています。これはあんを製造する段階まで、味つけのほうはまた各店が別々ということになるんですね。そうすると、今度は味つけの味のいい悪いによつて、せっかく協業したのが味のいい悪いによつて過当競争がこに私は出てくると思ふんですね。あなたのほうは過当競争を防止したいということば協業させると、こういうことだけれども、味つけだけ残して、味のついてないあんこだけをつくるところが協業になつて、うまいあんこだけの味のほうになつてくると、今度は別々だと、これでは私は意義がないんじゃないかというふうに思ふんですね。味の面で私のところと隣の先生のところの店屋と、味で今度競争するわけですね。これは過当競争になつてくるんですよ、依然として。その点はどうですか。

○政府委員(影山衛司君) 一部協業の典型的な例は、たとえば漬物の組合の中で、染色整理部門を一部協業するといふようなのが典型的な一部協業です。先生の御指摘のようなあんこ屋の製造を販売だけ残しておるといふのは、現在の協業組合制度というものが、やはりそういう点まで、全部協業しますと違法になりますので、わずかなところを残しておるわけでございまして。むしろこまできてる組合は、もう一歩進んで全部協業に移すべきであるといふふうには私も考へます。そういう点でひとつ指導もあわせて今後やっていきたいと思います。

○近藤信一君 今度の協業組合については、大企業もこれは加入することができ、ただし五〇%までと、そうでした。ところが中小企業基本法で中小企業の定義といふものはきめられていふんですよ。そうすると、その定義以外の大企業も入ることができるとか、協業組合に。この点、矛盾するんじゃないですか。中小企業基本法上からもこれは違法行為といふことになつてくるんですが、この点あなたの見解はどうなんですか。

○政府委員(影山衛司君) 大企業を一定の制限のもとに加入を認めました理由は、従来の団地あたりでも例があるわけでございまして、逆に小規模の人たちだけでやるという場合には、指導者が必要なわけでございます。そういう指導者の中核になつてやります場合は、中小企業者の中でも中の場合、あるいはさらに中小企業を卒業したような人たちが指導者になつて行なうわけでございまして、むしろそういう人たちが入つてくれば、それが組合全体の運営等がうまくいっている例が非常に多いわけでございまして。そういう点を頭に置きまして、私もいたしまして、そういう人たちがあつて、私どももいたしまして、そういう人たちがあつたわけでございまして、これはたしか商工組合等につきましても、一定限度で大企業の加入といふものも認められております。全体の制度といたしましては、必ずしも矛盾ではない、こういうふうには考へておるわけでございまして。

○近藤信一君 協業組合がだんだんと発展して、これが活発になつてくると、そうすると、協業組合に加盟しなかつた業者との間に過当競争が起り、格差ができるし、だんだんと大きくなつて、加盟してない業者を今度は倒産へ追い込むという現象が出てくると予想されるわけなんです。この点あなたの何かこれに対するところの手だてといふものは考へておられるのですか。

○政府委員(影山衛司君) 協業組合へは、できるだけ同士の結合で小範囲の人たちが加入をして一つの企業体をつくるということでございますが、一つの産地に一つでなければいけないというわけではございませんので、できるだけたくさん協業組合をつくつていくといふふうにも指導いたしていきたいと思ひますが、だけれども一國一城のあるじの考へ方を持つてゐる人たちが、なかなか乗つてこない人たちがあつていまして、そういう人たちがあつては、別個の観点から、やはり小規模、零細対策といふものも用意いたしているわけであります。そういう点で勘案してい

たいと思います。

○近藤信一君 協業組合をつくるには、気の合った者同士でどんどんつくりなさいと、それで事業を進展させなさい、これはまことにいいことだ。ところが協業組合と云う面が出てくる。それで協業組合が幾つもできる。また、協業組合へ加入しない中小企業者も出てくる。三者が今度は過当競争をする面が出てくるわけですよ。そうした場合、依然として過当競争がそこに激しく展開されてくる。しかしあなたのほうは協業組合によってその事業を強くしなさい、そうして大きくなりなさい、こういうことで協業組合制度が今度はできてくる。あなたのほうのねらいというところは、将来これを株式に発展させると、そういう意図があるのかどうか、この点はどうか。

○政府委員(影山衛司君) 協業組合制度と申しますのは、むしろ個別のメンバーは事業者であることとをやるわけでございます。そこで過当競争を防止しながら近代化を進めるのはどうしたらいいかということをつけかたいたしまして、この協業組合制度が考えられたわけでございます。そういう点で過当競争防止の一助にもなると私も考えているわけでございます。それから、これは本来的な姿であるかどうかという点につきましては、私も協業組合は中小企業者の企業協定に合った制度でございますので、必ずしも株式会社に移行することを期待したり予定をいたしているわけではございません。

○近藤信一君 もう一つですね、この協業組合が将来大きくなっていく、先ほど申しましたように、いわゆるあなたも言うておられるようにね、その指導者の中心になるのは、やはり大きな経験も持った大企業も入って、そうしてやっていかなければならぬと。なるほどこの発言権に対しては、若干の余裕を見て、五〇名までしか発言権がないわけでございますけれども、やはり大きな発言権を十分持たせようと、やはりあ

の小さな——あなたのことばで言うところと小企業というのの——この小企業の人々も協業組合に入っているわけなんですから、その小企業と大企業が一緒になってこの協業組合をつくることもよろしいと、こういうのですから、どうしても発言権というものは、その大企業の方に移っていく危険性というものはあるのです。幾ら五〇名までだといつても、やはり指導的な立場になって中で発言するということになりますと、大企業に吸収されていくおそれというものは私は十分あると思うのですが、ただ発言権だけでこれ規制しているけれども、これだけでは私は規制できないと思うのですが、その危険性はどうか。

○政府委員(影山衛司君) 大企業もこの協業組合に加入いたします際には、自分の事業をやめて、廃止して加入するわけでございますので、そういう点から加入する大企業者も、やはり中小企業者と一緒に仕事をするのだという決意のもとに入ってくるわけでございますので、先生御指摘のような点のおそれはあるわけでございますけれども、私も私どもそういうことは起こらないだろうと考えておりますが、かりに協業組合が大企業であったメンバーによって、不当に支配をされるというふうな事態が起りました場合は、協業組合制度の趣旨に合致しないわけでございますので、業務改善命令等の対象にもいたしまして、強力な指導をいたしたいと思っております。

○近藤信一君 あなたはおそれないと言われるけれども、たとえばね、この法に基づいて四工場が入る、その中で一工場が大企業で入って、五〇名の発言権しかない。しかし、不幸にしてあとに残った三人の小企業の中で一人死亡したとすると、死亡して事業廃止になった場合、あと残された人があるでしょう。一人死亡した。二人までこの法律で認めているわけですね、最少限二人。二人になった場合、大企業と小企業と二人でいさう。発言権は大企業の方に——大企業は、いま長官言われるように、自分の事業をやめて協業するのだから、当然権力というものは大企業に移りますよ。あなたそんなおそれないと言われども、移るのが当然だ、そうでしょう。あなたそう考えませんか。その場合どうなるのですか。

○政府委員(影山衛司君) 先生御指摘の事例では、やはり大企業の方に支配権が移るといふようなこともあり得るかと思ひます。そういう場合におきましては、やはり私も指導いたしまして、従来四人おつて、それが二人になったというふうな事態は、むしろ理想的な状態ではございませんので、ほかにやはり小規模事業者を加入せしめるというようなことで指導をしていきたいと考えております。

○近藤信一君 そうしますと、結成後におけるところの加入ということも有り得るわけですか。

○政府委員(影山衛司君) あり得るわけでございます。協業組合の承諾を得れば加入できるわけでございます。

○近藤信一君 そのあとで、いま話しましたね、減っていった、もう一人どうしても見つけようとしても小規模では見つからぬ。大企業の人で、じゃひとつ一緒になるかということになって、大企業の人が一入した入ってくる。大企業の経営者が、事業者が二人、そして中小企業が一人、この場合でも発言権というものは五〇名にとどまるのか、この二人で小のほうより発言権が多いのか、これはどうなんですか。

○政府委員(影山衛司君) 大企業は総組合員の四分の一以下であることという制限がございます。そういう場合、大企業は入れないわけでございます。

○近藤信一君 そういうことは法律の何条に示されているんですか。

○政府委員(影山衛司君) 五条の六でございます。前条の中小企業者以外の者は、協業組合の総組合員の四分の一をこえてはならない。とござい

ます。○近藤信一君 そういうことで四分の一をこえてはならないという個条があればほとんど心配ないと思うのですが、まあそういうケースはなかなか

ないと思うのですけれども、やはりそういうことが法律にきまつてしまえば、この法律が優先することになるわけですが、私そういう点心配になるのでお尋ねしたのです。

最後にもう一つ、今度繊維構造改善事業による織布関係等の協業組合というものが非常に出てくると思うのです。その場合に織布関係等の協業組合が幾つかできてくる。その幾つかで、一方協業組合の問題で固まると、それからこの間の改正によると、産地組合に責任を持たす、こういうことになってくるわけですね。すると、協業組合が発足して失敗した時、もしも失敗した場合の責任というものは、今度は産地組合のほうにあると思うのですが、この点はどうか。

○政府委員(影山衛司君) 産地組合のほうで、構造改善計画をつくりまして、その中には織布業の協業組合をつくったほうがいいという計画が出てまいりまして、それを産地大臣が認可するわけでございます。そういうことでございまして、万が一、協業組合が失敗いたしました場合も、これは産地組合だけの責任ではございませんで、やはり通産省の、あるいは直接指導した県も連帯責任を負うわけでございます。一緒になつてこれは失敗しないように、あるいは失敗した場合にはアフターケアということを一緒になつて考えるわけでございます。

○近藤信一君 最後に私は要望しておくのです。このことは団地のときにも長官に私はお願いしておいたのだが、発足したときには非常にうまくいく。しかし、中間において失敗する面があるのです。組合員の没落するところが、その責任は全部この団体にしよされる場合がいままで往々にしてあつたわけなんです。また、そういうたてまえになつてはいるわけなんだ。しかし、そうすると、また全体が倒産するといふときがあるわけなんです。そのときになつて、いや法律はこうなつてはいるんだと、こういうことでなく、そのときはやはりあなたがかい気持ちで中小企業庁な

り、また政府は、それらの方々の相談に乗って、そういうことのないように私はしてもらいたい。特にこれは商工中金なんか非常にそういう点では冷淡なんです。もう官僚化している。商工中金は、この前も同僚議員から中小企業振興事業団法案の際にもそういう発言があったけれども、何か市中銀行以上に商工中金は冷淡なんだね、そういう点では。それで、おれのはほんそんなことは関係ないんだということで、ぼんぼんと業者に悪態ついてるわけなんだね。それでは私はいけないと思うのですよ。やはり商工中金、政府がめんどろ見えておるといふ関係もあるのだから、やはりそういう点は、そういう業者がもし出て、相談された場合には、あたたかい気持ちでこれは相談に乗ってやる、こういうことではなければ、中小企業の振興育成だのなんてそんなこと言ってたって無理なんです。相談に来るやつは倒れかかったやつしか相談に来ないのだから、そうでしょう。事業がやっぱり進んでいける者は何も相談しなくてもやっていけるのだから、通産局や方々へ相談に行くやつは、そういう危険なやつが相談に行くのだから、そのときにそれはだめだということじゃ、これは中小企業に対してはあたたかみがないと思うので、そういうのは将来も、もしそういうことで全体の負債というものがかかってくる場合には、あなただのほうはそれで生きていける道を示してやる。これが私はあなたのほうの責任じゃないかと思うので、そういうことでひとつ十分この法律運用をやっていたらいい。このことを最後に希望いたします。ちやうど時間もきたようですから……。

持っておられると思うのです。いま近藤君は、株式会社社に将来希望しているかという質問がございまして、それに対しては、必ずしもそうではない、こういう長官の御答弁でございまして、しかしあくまでやはり将来中小企業が協業化する、そういう中から企業合同あるいは合併、こういう形に持っていくことが正しい行き方ではないか、こうまず思うわけです。この点について再度御答弁を願いたい。

それからもう一点は、五条の八に、一応除外例や設けておるのですね。五条の八に「組合員は、総会の承認を得なければ、同じ業種の場合はやれない」という形がありますけれども、この目的からいうならば、同じ業種のいわゆる企業は、組合員になればやるべきではないというのが最も正しいあり方じゃないかと思うのです。目的からいえば、これをこういう形で非常に除外例を緩和しておりますけれども、この点の趣旨はどういうところにあるのかお聞きしたい。

○政府委員(影山衛司君) 中小企業者が共同化し、それを進めていきまして合同、合併あるいは協業化という方向にいくのは、中小企業構造の高度化の一つの形でございまして、協業組合を設けたのも、中小企業者の企業感情に適合するところの一つの協業化の形を認めたわけでございまして、会社形態による共同出資で寄り合い百貨店をつくるとかというふうな制度もやります場合には、従来どおり中小企業振興事業団法の対象にしたい。そういう点で中小企業者の協業化の促進という点は、あらゆる手段をもって促進をしていきたいと思うわけであります。

それからもう一つ、先生が御質問の第五条の八の協会の承認を得て例外を認めるというような場合でございまして、これは競争禁止が本来の協同性を保つための最も理想的な形でございまして、組合員が加入いたしました場合に、従来在庫あたりを持っていくような場合があるわけでございまして、そういう在庫品、しかり品をやりますばかなければいけないという必要性が

あります場合は、それはやはり競争禁止にひっかかるわけですね。そういう場合を頭に置いて規定をいたしておるわけでございまして。

○向井長年君 こういう事態が生まれてくるのじゃありませんか、結局そういうふうなところになって私は禁止問題から出てくると思えますけれども、禁止の場合も裏があると思うのです。ということとは、一応協業化し、協業組合に入っていると、そういうところで税制金融上いろいろ恩恵を受ける。しかしながら、自分の企業は独自で別持っている。そういう場合は、やはり総会のいろいろな条件があるから、そういう場合は一応現在やっている経営者が組合に加盟するけれども、自分の企業はむすことか、あるいは奥さんの名前とか、こういうふうなことで別にやっていく。そうして有利な点だけこちらで配慮して、自分のお得意はお得意として持っていく、こういう形が必ず生まれてくると思う。中小企業はあくせくしていますから、いい点があれば取っていったという考え方で、こちらから恩恵を受けよう、しかしこちのお得意意はこちで持っていく、自分は自分で握っているのだ、こういう形が必ず生まれてくると思う。こういうことはどういうふうな指導し、あるいは規制していくとするのか。そうしないと、これは意味なくなるのですよ、中小企業は。どうもそういう傾向が多いと思えますが、どうですか。

○政府委員(影山衛司君) 従来の協業化の例を見ましても、共同店舗を協業化でつくっていくというふうな場合に、自分の店舗は置いておきながら協業寄り合い百貨店をつくるというふうな場合は、たいていは失敗しております。だから、やはりみんなが損することではございまして、同志的結合の協業組合が総会の承認等の場合に、十分考慮するであろうということを期待しておるわけでございまして。また協業組合をつくり出す場合には協業計画というものをつくって認可を受けるといふことになっておりますが、その場合にも、事業の統合関係につきましても、詳細な記載をしてもらうことにいたしております。そういう点でできる

けだ先生御指摘のような抜け穴がないようにいたしてきたい、それから指導もいたしてきたいと思うわけでありまして、先生御指摘のむすことか奥さんにやらせるというふうなことは、これも私も法制をつくり出す前に、内部でも法制局でもいろいろこの点を議論したわけでございまして、けれども、やはり人格が、法律上別人格になっておりますので、形式的にはやはり避けられないわけでありまして、まあ先ほど申し上げましたように、同志的結合でみんなが損をするということになるわけでございまして、そういう点のないように、お互いに気をつけさせると同時に、私どももそういうことのないように指導してまいりたいと思ひます。

○向井長年君 特に強力な指導体制が必要になってくると思いますが、この指導はやはり通産が中心になってやられると思ひますけれども、地方においてはやはり都道府県ですね、こういうところ直接的指導性を発揮するような形をとるのか、中小企業庁として直接すべてやっていくのか、こういう問題をまずお聞きしたいと思ひます。

それから一つでございまして、この間の振興事業団のときに質問しなければならぬ問題でありますけれども、あわせて大臣に質問したいのですが、振興事業団のときに、地方公共団体のいわゆる資金、これは無利子で借りられますね、中央のほうは利子がかかる、これは非常に問題があるように感ずるのです。したがってこの協業化の組合も振興事業団から大きく融資を受け、利用すると思ひますが、これについて中央もやはり無利子というふうなところになるのか、なれないのか、この点あわせて聞いておきます。

○政府委員(影山衛司君) 指導体制の問題でございまして、これは中小企業庁みずから力を入れて指導いたすわけでございまして、今度設立いたしますところの中小企業振興事業団におきましても融資対象とすると同時に、事業団が指導も行ないます。また地方におきましては、都道府県の総合指導所におきまして強力な指導をいたして

いますと同時に、中央会に對しまして、今度四十二年度の予算におきまして、一名ずつ各県の中央会に指導員を増置いたしますので、そういうところも強力な指導力を發揮してもらおうということになるわけでありませう。

それから事業団関係で、中央は利子をつけるけれども、県のほうは無利子ではおかしいではないかというお話でございますが、従来の高度化資金は無利子であつたわけでございますが、それだけにこれは補助的な運用ということで相当制約が強かつたわけでございますが、今度は財政資金も入れまして、非常に低利ではございませうけれども利子を取る、そのかわり弾力的な運営をいたしていくというふうな趣旨で、非常に低利でございませうが金利を取る。それから地方につきましては、これは従来から二五五分につきましては無利子でございまして、今後また二五五分をお願いしておつたわけで、今後はまた二五五分協力してもらつたこととしておるわけであります。一方におきまして自治省あたりと相談いたしまして、地方交付税の算定基礎にも十分これを盛り込んでおります。そういう点で、県のほうにも手当てはいたしておるような次第でございませう。

○委員長(鹿島俊雄君) 他に御発言もなければ、両案に對する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。それではこれより両案の討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。――別に御意見もないようであります。討論は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。それではこれより両案の採決に入ります。まず、小規模企業共済法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願

います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鹿島俊雄君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鹿島俊雄君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の議長に提出すべき報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

〔速記中止〕

○委員長(鹿島俊雄君) 速記を起して。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、衆議院送付の石油開発公団法案を議題とし、前回に引き続き、質疑を行ないます。質疑のおありの方は、順次、御発言をお願いします。

○竹田現照君 防衛庁にこの間残つたのをちょっと質問いたしますが、防衛庁が国防上の見地から必要とされる石油の備蓄、これは中東動乱のような場合を想定をして、その間は、純国民生活上からいっても、どうしても二カ月は必要である、これは通産大臣のお答えですが、これには国防上の問題については入っていない、そういうお答えだった。防衛庁としては、こういう場合、どれくらいの石油を必要とするのか。

○政府委員(國井真君) 私のほうで現在調達をいたしております諸燃料につきましては、大体、この数年同じような傾向でございまして、五十万キロリットルから六十万の間でございませう。四十二

年で申しますと、五十六万キロリットル程度でございまして、このほかに雑用の油が多少ございませう。概観いたしまして、六十万キロを多少切るところというふうな状況でございませう。そこで、私どもがこれを平常の訓練等に使用いたします場合に、どうしても期末の繰り越し等が必要でございまして、そのためには、大体三カ月ないし四カ月というくらいにいわゆるランニングストックを持つております。で、そのほかにいわゆる純然たる備蓄というものは、現在持つておらないわけでございませう。

なお、今後の問題としまして、現在のところは、いわゆる本来の備蓄というふうなものは考えておりません。

〔委員長退席、理事近藤英一郎君着席〕

○竹田現照君 そうすると、あれですか、いわゆる中東問題に関連をして、この開発公団法に對する与党の代表質問にありましたような国防上の見地による備蓄という問題は、防衛庁としては考えなくてもいいというふうに理解しているんですか。

○政府委員(國井真君) 私どもは、ただいま申し上げたような油の取得が、適時的確にできるといふことが最大の関心事でございませう。そこで、これがどういふ方法で確保されるかという方法はいろいろあるかと思ひますが、方法のいかんにかかわらず、私どもの使います現在の数量は、きわめて微々たる、全体の数量の中で一割にも満たない数量でございませう。○何パーセントかと思ひますが、それが適時的確に入る方法でありさうすれば、私ども十分であろうと、こういうふうな考てえおる次第でございませう。

○竹田現照君 的確に入りさえすれば、というのには、防衛庁に限らず、どこだって同じことなんですね、公団法の最初にこの質問をして、また、きょうこの防衛庁においでいただいたかといふのは、与党の代表質問の中に、この問題が強く言われておりますし、衆議院における審議の中でも言われておりますから、衆議院における通産相

の答弁と、私の質問に對するこの間の大臣のお答えにはちょっと食い違ひがありますけれども、大臣のお答えでは、防衛庁関係は全然度外視して二カ月必要だと、こう言っているわけですが、そうする、きわめて関心を政府与党が持つていられる国防上の備蓄というのは、一体どのくらいあるかといふことは、陸海空の自衛隊を動かしている防衛庁の立場として、ある程度の目安というものは持つていらつしやると思うのですが、これが全然ない。石油がとまつてしまつたら全然動かないわけですから、飛行機も海上も陸上も。防衛庁があれだけの自衛隊を動かすには、ある程度のそういう資源というものは確保しておく必要を感じておられると思うのですが、そのことを聞いています。先ほど言つた三カ月ないし四カ月というのは、石油が一滴もなくなつても、いま防衛庁は確保しておるのですか。この三カ月なり四カ月の石油というのはいま現にある、こういうふうな考えでいいのですか。

○政府委員(國井真君) ただいまの三カ月ないし四カ月と申しますのは、ランニングストックとして私どもが持つておる数量でございませう。

○竹田現照君 この間、大臣も、これを所管している通産と防衛との間に国防上の石油資源の、エネルギー資源の確保等についてのお話し合いは、いままでのところありませんというお答えがありました。そこで伺ひをするのですが、四月の十一日、自民党の安全保障に関する調査会に長産省の官房長それから防衛庁の海幕の何とかという方が出席をされて、わが国の安全保障の見地から生活物資、主要生産品の原材料、エネルギー資源等の確保についていろいろとお話し合いがあったやうです。これはあれですか、事実と違ひますか、そういうことはなかったですか、四月の十一日に、それもありませんから官房長の出席を求めていたんですかね。

○政府委員(國井真君) 私はただいまの話につきましては寡聞にして承知しておりません。

○竹田現照君 これは与党の調査会に出てこ

うお話があるすれば、通産省としてもいま私がお話をした、端的に言えば国防上の見地からこのエネルギー資源の確保という問題についてお考えになっておられないことは、これは私はな

ますと、国内でもある程度のストックがあったようでごさいますし、また、私どもの全体に占めるシェアが小さいわけでごさいますので、当時としては情勢を見ておったという状況でごさいます。したがって特にお点について申し入れをしたり、あるいは話し合いをしたということはないわけでごさいます。

いま申し上げた量でごさいます。○近藤信一君 貯蔵量は一カ月半というところ、二カ月もこの間のような動乱が続くと、たちまちお手あがりになる、産業上においてもお手あがりになる、こういう情勢が出てくると思うんですね。大体この石油が、前には、終戦直後には国内の地下資源の利用ということで石炭に重点が置かれて、それで非常に無理に掘ったこともある。で、当時石炭産業としてやはり七千万トンとかなんとかで、だいぶ値段がどうのこうのだったんだとまた石油のほうに移行してしまつた、各産業はね。あの当時に、本来ならばこの国内の地下資源活用ということで通産省の方針を立てたのだから、それに重点を置いてずっと今日まで進んでくるべきでなかったか。いま石油に重点が置かれても、石油はわが国にはそんなにあるものじゃない。どうしてもいまのアラビアやら、あちから運んでこなければならぬ。もしも戦争が何かが起こった場合には、おおよそ日本が参戦しないということが確実であっても、やっぱりそのとばかりで輸送がとどろくことが私はあると思うんです。そうすると、国内産業は全部麻痺してしまうということになるんだが、そのときの対策として何か通産省は考えているんですか。いまからそのときの対策何にもなしで、ずっとオープンで、石油石油で石油に重点が置かれていくのか。その点どうですか。

のを考えまして、したがって、なお中東の戦争が起これなくてもこの石油開発公団というものはわれわれは考えておったのであります。あの中東の動乱によって一その石油開発公団の必要性をわれわれは痛感したのでございます。さてしからば、かりにいま、もう二カ月も三カ月も石油が来なかつたらどうなつたかという御質問だと思いますが、それにつきましては、私どもはあるときも今後石油が中東方面から来なかつた場合ということも考えまして、まず第一に考えたのは、アメリカ方面から石油の供給を仰ぐということです。幸いアメリカのほうでは、それだけの石油供給能力があるということをお聞きしておりますので、もしもいよいよそういう場合にはアメリカに頼まなければならぬ。ところがもちろんアメリカのほうでは石油は値段が高いのです。で、中東方面の石油が値段が安いために、したがって主として九割まで中東方面から仰いでおったのであります。いよいよ来なかつたならば、もう値段は高くとも、アメリカその他各方面から供給を仰がなければならぬということで、内々その準備をいたしておたのであります。幸い中東がああいうふうにおさまりましたので、したがってその心配はないのであります。しかし、この石油開発公団の設立は、あの中東動乱によって、一日も早くすべき必要性を痛感したような次第であります。

○政府委員(國井真君) 先日の動乱に際しましては、私のほうから特に通産省に対して要望したことはございせん。と申しますのは、先ほどお答えいたしましたように、大体ランニングストックとして三カ月ないし四カ月と申しますが、これはものによって、使い道によって多少違ふわけでごさいます。その程度のもとを持っておりまし、同時に、私どもが聞いておりましたところにより

○近藤信一君 ちよつと関連して。先ほど竹田委員の質問で、防衛庁約六十万立米ですね、必要とする燃料。それから先日の質問で、大臣がいわれる産業上に対して石油の確保が必要だ、こういう答弁をしておられたようです。やはり将来産業上にウェイトが置かれておるといふことは大臣の答弁でわかりますけれども、タンカーがこのごろ大型化してきたでしょう。五万トン、十萬トン、将来二十萬トンのタンカーをつくらうとしているのですが、タンカーで輸送をやっているわけなんです、その間にいまも竹田委員が言われましたように、中東の動乱が起きてああいふ状態になった。もしこの戦争が進展していつて、これは仮定のことだけれども、先日も英米のタンカーが火災を起こしたですね、十萬トンのタンカーが。日本へ輸送するタンカーがそのとばかりでやられる危険性というものは私は十分あると思うんです。その場合に、国内の保有力というものが乏しい。で、たちまち産業上に響いてくることはこれ当然だと思ふんですが、一体どれほどの量というものが国内に貯蔵されているかということ——わかりますか、貯蔵量がどれくらい貯蔵されておるかということと、そのうちで防衛庁で必要とする量というものがどれほどあるか。その中で何割を占めておるか。この点いかがでしょうか。

○政府委員(國井真君) 最近におきます石油の貯蔵量は原油におきまして約二十一日分、それから製品におきまして二十五日分、あわせて約一カ月半という貯蔵量でございます。防衛庁のほうの分がどれほどかという点につきましては、明確なその中における割り当てがあるわけではございせん。全体の商業ストックがただ

○竹田現照君 そこで防衛庁は、これはやっぱりある一つの想定をしていると思う、あれだけのものを動かすわけですから、それで、通産省が言っているいまの段階における備蓄は一カ月半分ですか。そうすると、この間の鉱山局長のお答えによると、防衛庁が使っているのは〇・六分だということだ、全消費量の。そうすると、それを算術計算そのまゝいくと、四十五、六日分ということになると、〇・六分というところ三十分くらいだ。ですからある程度どうしてもそういうものは確保しておかなければならないという目安はあるのじゃないですか。やっぱり軍隊を動かしているわけだか

○政府委員(國井真君) 先日の動乱に際しましては、私のほうから特に通産省に対して要望したことはございせん。と申しますのは、先ほどお答えいたしましたように、大体ランニングストックとして三カ月ないし四カ月と申しますが、これはものによって、使い道によって多少違ふわけでごさいます。その程度のもとを持っておりまし、同時に、私どもが聞いておりましたところにより

○近藤信一君 ちよつと関連して。先ほど竹田委員の質問で、防衛庁約六十万立米ですね、必要とする燃料。それから先日の質問で、大臣がいわれる産業上に対して石油の確保が必要だ、こういう答弁をしておられたようです。やはり将来産業上にウェイトが置かれておるといふことは大臣の答弁でわかりますけれども、タンカーがこのごろ大型化してきたでしょう。五万トン、十萬トン、将来二十萬トンのタンカーをつくらうとしているのですが、タンカーで輸送をやっているわけなんです、その間にいまも竹田委員が言われましたように、中東の動乱が起きてああいふ状態になった。もしこの戦争が進展していつて、これは仮定のことだけれども、先日も英米のタンカーが火災を起こしたですね、十萬トンのタンカーが。日本へ輸送するタンカーがそのとばかりでやられる危険性というものは私は十分あると思うんです。その場合に、国内の保有力というものが乏しい。で、たちまち産業上に響いてくることはこれ当然だと思ふんですが、一体どれほどの量というものが国内に貯蔵されているかということ——わかりますか、貯蔵量がどれくらい貯蔵されておるかということと、そのうちで防衛庁で必要とする量というものがどれほどあるか。その中で何割を占めておるか。この点いかがでしょうか。

○政府委員(國井真君) 最近におきます石油の貯蔵量は原油におきまして約二十一日分、それから製品におきまして二十五日分、あわせて約一カ月半という貯蔵量でございます。防衛庁のほうの分がどれほどかという点につきましては、明確なその中における割り当てがあるわけではございせん。全体の商業ストックがただ

○竹田現照君 そこで防衛庁は、これはやっぱりある一つの想定をしていると思う、あれだけのものを動かすわけですから、それで、通産省が言っているいまの段階における備蓄は一カ月半分ですか。そうすると、この間の鉱山局長のお答えによると、防衛庁が使っているのは〇・六分だということだ、全消費量の。そうすると、それを算術計算そのまゝいくと、四十五、六日分ということになると、〇・六分というところ三十分くらいだ。ですからある程度どうしてもそういうものは確保しておかなければならないという目安はあるのじゃないですか。やっぱり軍隊を動かしているわけだか

ら、消上封鎖をされたとか、やれどんだとかこうだとかいう場合に、日本の国防をにやわっているのだから、そのときに、どれぐらいのものがなければ、飛行機も飛ばなければ何も動かない、陸上自衛隊も動かない、そういう一つの想定というものは、防衛庁というものは持たないのですか。それがちよつとわからないのです。この間大臣は、少なくとも国防上の見地から言つと、二カ月や三カ月じゃない、半年や一年分ぐらいの石油は必要じゃないか、そういうことをちよつと言われているましたけれども、防衛庁としてはどうなんですか。

○政府委員(國井真喜) ただいまのお話は、おそらく一朝有事のときに、どういう程度の数量が防衛庁関係だけについて必要になるか、こういうお話だと思ひますけれども、実は一朝有事と申しますが、この様相と申しますのは、あらゆる様相がございまして、一体どういう形のものが起こってくるかというところは、実は私も現状において的確に把握し得ないわけでございます。実は油でございせんが、弾丸等につきまして、従来いわれておりますのは、現在持つております数量は、有事初動一カ月分というふうな考えでございまして、ございまして、的確にどういう形の様相、戦闘形態が起るか、的確に現状において把握することはできないわけでございます。そこで、一体そういう際に備えて、本来の備蓄というものを持つべきかどうかというものは、これは非常に議論のあるところでございます。今回の実は三次防におきましては、そういった意味の備蓄というものは、実は考えておりませんで、現在持つております程度の保有数量をそのまま維持していくという考えをとっているわけでございます。

○竹田現照君 そうするとあれですか、与党が心配されているように、国防上の見地からの備蓄というふうな問題は、現在の段階においてはそうさして心配はないというふうにわれわれは理解をしておりますか。なぜこういうことを言うかという

うと、本会議における代表質問の中で、こういう質問がありましたから、私も社会党としては、きわめてこの法律案の審議に関心を持つてゐるのです。そうするとあれでしよう。通産省が中東戦争を契機に石油の備蓄体制の整備をするというところでございけれども、一昨日の新聞で、大型基地を二カ所建設をするというふうな一つの計画を持つておられる、こういうことが少なくともいま大臣がお話になった二カ月ぐらいを想定をされている計画だと思ふのです。そうすると、これは全然防衛関係の問題を別とすれば、相当かなりのお金を必要とすると思ふわけですね、この国防上必要だという石油は、ですから、それは防衛庁なら防衛庁が独自の力で、通産省とは関係はないのだ、だから防衛庁は防衛庁の中で、独自のことをやるといつたて、入ってくる石油には限度がありますからね。それは私がいまお伺いしたようなことを心配する必要はないと、そういうふうに理解しているのですか。これは私というより与党の方が心配しているのだから。

○政府委員(國井真喜) 同じようなことを繰り返すようでは、恐縮でございますが、先ほども冒頭申しましたように、全体に占める防衛関係の費用、現状におきましても、これも相当激しい訓練をやっているわけでございますが、それにおきまして大体調達をしております年々の数量が、〇・五兆ないし六兆というふうな、国全体の中で占める比率はそういう程度でございます。そこにおいて大体ものによつて三カ月ないし四カ月、あるいは使い道によつては多少それよりも多い数カ月というものもあるわけでございますが、そういったものでまず対処をするようにと思ひます。で、こういった比率の少ない数量でございますから、当初においてそれで対処をいたしまして、その後において逐次本格的な取得の方法を考えると、まことに迂遠なような方法でございますが、〔現在三次防を考へる段階においては、そういった方法をやむなくいつてゐると申しますか、現状はそういう方法でいかざるを得ないとい

うことで、三次防を組んでおるわけでございます。す。

○竹田現照君 防衛庁の石油はどこから買つてゐるのですか、どういふ購入状態になつてゐるのですか。

○政府委員(國井真喜) これは国内の精製業者並びに販売業者の中で、これについて指名をいたしまして、指名入札の方法で購入をいたしております。

○竹田現照君 そうすると、国内業者、指名業者でも、そういうことをやり想定しながら、ある程度石油というものを確保しておかなければいかぬと思ふのですが、冒答お答えがありました三カ月ないし四カ月というのは、これは常時防衛庁は備蓄をするようなシステムになつておるのですか。

常にはそれだけでは残しておくとおるならば、そうすると五十から六十万を全消費量の中で、これを常時押えておくということになると、実際の使用量というものはどれくらいになるのですか。

○政府委員(國井真喜) 先ほど五十六万ないし六十万といつたような数字で申し上げておりますのは、調達数量でございます。そのほかにランニングストックとして三カ月から四カ月、ものによつて数カ月というふうなものをすで持つてゐるわけでございます。それで期末の繰り越し、その他あるいは期によつて消費量も違つてございまして、多少その間にもの増減等が、時期によつてあるわけでございますが、原則としてその程度が常に残つて残つていくという形で持つておるわけでございます。そのための担当も実は持つておるわけでございます。

○竹田現照君 そうすると、中東戦争のようなことがあつて、かりに石油のあれがとまつたとしても、防衛庁に関する限り、三カ月ないし四カ月は現状のままで動く、そういうふうな理解をしておりますか。

○政府委員(國井真喜) 現在の訓練体系をそのまま維持する、訓練状態を維持するというところにおきましては、それぐらゐは入らなくてもこれに耐

えると、しかし、そのあととつたりとまるといふことになりまして、これまた困るわけでございます。それから、その点の取得の努力というものは、これはそういう際には真剣にやらなければならぬといふふうな考へております。

○竹田現照君 それで最後のことばですが、そういう際には真剣にやらざるを得ないといふのが、これはあれじゃないんですか、防衛庁としては大事なことじゃないんですか。それがあつたら、この代表質問の中に出てくるんですよ、でなければ必要ないんですからね。そういうような時に、それこそ防衛庁というものは一朝有事の際を考えながらやらなければならぬのじゃないんですか。そうすると、一朝有事の場合に、そういうものを動かすという原動力になるものがどれぐらゐ足らぬといふことは、常にやぱり考えられていゝように思ふんですが、それを聞きたいんです。

○政府委員(國井真喜) ただいまちよつと私のことばの点でございますが、実は私も航空部隊で現実の例を申し上げます、常に即応体制と申します。警戒体制にあるわけでございます。で、私も常に考へておりますことは、そういう際にと申しますのは、実は私ことば使いがちよつとまずかつたのでございまして、常に真剣な態度で手配をするということになるわけでございます。まして、ただ四カ月なり五カ月たつて、あとがばつたり切れるということになることのないように、常時そういう購入方法なり、あるいは調達方法の合理化ということも私どもの中で考へておりました、そういった努力を平時も続けておると、こういう意味でございます。

○理事(近藤英一郎君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○理事(近藤英一郎君) 速記を始めてください。

○竹田現照君 それじゃ防衛庁にだけお聞きしますが、海軍で、輸送船舶の護衛とか、あるいはそういうような問題について、やはり考えられてゐるんでしよう、安全保障の立場で、そういうこととはいまこゝでお答えできませんか。

○政府委員(國井眞君) この点、私は実は防衛庁の中でございませうけれども、通産省の關係で申し上げますと、たとえば鉾山の問題について、鐵道局長が答えるという形の關係でございまして、確かにお話の重要物資の輸送という点については、確かに二次防、三次防、ことに三次防におきまして重要な海上部隊の任務として実は考えられておるわけでございます。ただ詳細につきましては実は防衛局所轄の問題でございまして、残念ながら詳しくお話しできないわけでございますが、確かにその点につきましては三次防において一つの任務として考えられておることは事実でございます。

○竹田現照君 だからば局長ではちよつとお答へができないんじゃないかと思ひまして、官房長か防衛庁長官に出席を求めたんですが、それはやっぱり一連の關係があると思う、通産省と防衛庁との。これは日本の、こういう資源を確保するという点について、この間も私の質問については相談がないと言つておる。これは三次防をこれから進める上に石油が全然度外視されていいものではないんですから、実際は動かす潤滑油なんですから、それを通産省との間に全然そういうような問題の相談がないというふうなお答へと、それから衆議院におけるお答への間にどうも食い違ひが私はあると思うし、加えて与党がきわめて関心を持つてこの問題について御質問があったので、この際、むしろ野党の立場ではっきりしておいてあげたほうが与党の御心配が解消されるんじゃないかと思ひまして、私は非常に熱心に聞いています。全然ないんですか、そういう相談は。

○政府委員(國井眞君) 私の關係の石油の備蓄等、今度のいろいろな開發公団等についてどうかうというふうなことにしては一切お話し合ひをいたしたことはございせん。

○竹田現照君 審議に協力する意味において、官房長来るまではかのこととちよつと飛び飛びになつてこつちのほうがりやくいんですけれども、ちよつと聞いておきます。

で、公団法案の關係についてちよつとお伺ひいたしますが、公団法の十九條に探鉱機械の貸し付けというのがあります、その機械のおもなるもの、その台数、こういうものはどういふことを考へられておるんですか。

○政府委員(西角良彦君) 御承知のように、石油の開發、探鉱に使用します機械はきわめて特殊な機械でございまして、かつ非常に大型な機械でございまして、したがひまして、これを公団等が一括購入をいたしまして、随時効率的に各探鉱開發企業に貸与いたしていくことが必要であらうということ、かような業務を掲げたしたのでございまして、その機械と申しますのは、たとえば物理探鉱に必要な設備でございまして、あるいは海洋掘きく大陸だの開發等に使用します大型のボーリング機械等、個々の企業が持つよりも一括公団で保有して効率を高めることができる設備を想定をいたしております。その具体的な台数あるいは種類を、各年度どういふように購入していくかという点につきましては、現在まだ未決定でございまして、これからの進行状況とにらみ合わせながら検討を加へたいと思つております。

○竹田現照君 そうすると、海洋掘きく装置、そういうものを含めて、これは公団が発足してから考えると、そういうことですね。

○政府委員(西角良彦君) 全体としてはさうございまして。特に四十二年度につきましては、主として物理探鉱設備に重点を置きまして購入を行なう予定でございまして、ただいまのところ詳細はまだ未決定である、こういうことでございまして。

○竹田現照君 では、この公団が発足してからですら、今年度の公団の予算等の中には、そういう一つの明確なものというものは考へられていないと、そういうふうに理解していいんですか。

○政府委員(西角良彦君) 本年度石油開發公団が成立の際に出資を受けます四十億圓の中の一部分をさきましてかような設備購入に充てたいと思ひます。

○竹田現照君 それでは官房長見えたから一つだけお聞きします。ことしの四月に自民党の安全保障に關する調査会に官房長御出席になつて、日本の安全保障の見地からエネルギー資源等の確保にまついて、官房長と海軍の、ちよつと私、名前を忘れましたけれども、御出席になつて、いろいろとお話があったというふうには聞いておりますけれども、その事實はどういふことをまずお聞きしたい。

○政府委員(大慈彌壽久君) 突然のお尋ねでございまして、はなはだ恐縮でございしますが、はつきり覚えておりませんので、もう一度ちよつと調べさせていたきたいと思ひますが、四月には出席した記憶がないのでございしますが、ちよつとはつきり記憶がございせんので調べさせていただきます。たいと思ひますが、だいぶ前に一度お伺ひしたことがございまして。

○竹田現照君 それでは、いづれにしても私はことしと聞いたのですが、四月十一日なんですが、(去年の四月だよ)と呼ぶ者あり去年ですか、去年ならばなお見通しが一年も前から言われているわけ、なおはつきりお答へができると思うのですが、そういうことがやはりあったのですか。

○政府委員(大慈彌壽久君) はつきり日にちの記憶はございせんが、もちろん調べればすぐわかることとございしますが、だいぶ前に一度委員会に出席したことがございまして。その際は、油だけでなく鉄鋼原料、それから小麦と、あらゆる輸入物資につきまして輸入依存度と申しますか、どれくらいものを輸入しているか。それからストックがどのくらいあるかというふうな一覧表について説明した記憶がございまして。その場合に、私のほう以外の出席者については、食糧關係については農林省が出席していたように記憶をいたしますが、防衛庁のほうはあまり記憶がはつきりしておりません。で、官庁別に聞かれたと思ひます。

○竹田現照君 それは海軍から出ていますけれども、その中に、いま官房長お答へのように、鐵鋼その他ですから、生活物資、主要生産品原料、もちろん食糧も入つておる。この中にエネルギー資源等の確保というのがあるわけですから、そうすると、これは当然石油なんというものはその資源確保の中に加つておる、私はそういうふうには考へましたから。そうすると、日本の国防上の見地で一年も前にやはり与党のほうは御心配の上で呼びになつて聞いておるわけですから、そのときに官房長としてはどのくらい資源を確保しておくという必要を認められて説明されたか、むしろこの機会に明らかにしておいていただいたほうがいいんじゃないか、こう思ふのです。

○政府委員(大慈彌壽久君) その場合は、やはりはつきりとも記憶がなく恐縮なんですけれども、防衛用ということでの計算はしてなかつたと思ひます。ただいま申し上げましたように、鉄鋼原料も、それ以外の纖維原料等すべて含めまして、国内で使用しているうちのどれだけが輸入されている、それからどれくらいストックがある。したがひまして、何カ月とまれば国内の在庫がからになる。これは当然使用量と国内在庫の状況から出てくるわけでございますが、まあそういう事實を説明したように記憶をしております。

○竹田現照君 そうすると、防衛庁との間にそういう資源確保等について具体的な相談がないというおとといの大臣の答弁どおり、いまのところ理解していいですね、私も。

○政府委員(大慈彌壽久君) その際の説明でございまして、ただいま先生のおっしゃるとおりでございます。ただいま先生のストックでどれくらい途絶をすれば産業もとまるといいますか、全部からになると、こういう説明をしたと記憶をしております。

○竹田現照君 それじゃ委員長、これはこれ以上やつていてもけじめがつかせんから、いづれまた他の場所で、国防上の問題については与党のほうにまた一生懸命質問されると思ひますから、一生懸命勉強しておいてください。私はあらためてまた……。

それではこの間の続きをお伺いいたします。
いまの機械類もそうでありまして、公団ができてからいろいろと実行計画をお考えになるという点が、いろいろな点でお話があるのですけれども、それだけではどうも心もとないのではありませんか、海外の開発地域、さらにその探鉱開発資金、目標確保量、こういうようなものをどのようにお考えになつていらっしゃるのか。

○政府委員(岡角良彦君) 海外開発の目標でございまして、本年二月の総合エネルギー調査会の答申によりまして、大昭和六十年におきましては、わが国の所要量の約三割をわが国自身の手による開発原油で供給をいたしたいということになつておまして、そのような目標を実現するために必要な規模の開発を毎年度具体的に検討してまいりたいと思つております。このような目標につきましては、一応の現在の計画では開発の地点は中東を含めまして、東南アジア、太平洋、北米、中南米、全世界にわたりまして四十五地点ほどの適格地点を検討いたしております。また、おそらくこれらの地点の探鉱に必要な資金は三千億円程度を要するのではなからうかという計算をいたしております。

○竹田現照君 開発資金はどのくらいですか。
○政府委員(岡角良彦君) これらが探鉱の成果があらまして、開発に移るといたしますと約八千億円くらいかと思ひます。

○竹田現照君 それで、いまの説明は政府全体の考えとして承してよろしいですか、いまの資金計画等を含めまして。

○政府委員(岡角良彦君) ただいまの申し上げました内容は、エネルギー調査会の答申に示された基本的な方向に即応いたしまして具体的に当省として一応の試算を行ないました数字でございまして、これを今後各年度にそれぞれ海外における開発、探鉱の進行状況等をにらみあわせながら毎年度具体的な計画を設定してまいりたいと思ひます。そのつど政府として意思統一をはかつてまいることにならうかと思つております。

○竹田現照君 そうすると、これは通産省だけの考えのようでありまして、エネルギー計画というものは、やはりその場で考えていけばいいというものではないと思ひますし、この間お話がありましたように、国家百年の大計とも言えるものであります。で、総理大臣も衆議院で「答申の線に沿ひまして、長期的また総合的観点に立つて政策を遂行をされる」と、そういうお答えをされておられるのでありますが、いまの鉱山局長がお答えになりました通産省の説明を実行に移すとこれはお金の問題ですが、大蔵省は移すというお考えと受け取つてよろしいですか。

○政府委員(相沢英之君) 今後における石油開発、原油開発のための所要資金につきましては、ただいま鉱山局長から御答弁がございましたとおり、八千億円という数字は通産省の試算でございまして、今後毎年度予算編成に際しまして、特に一般会計の、たとえば公団に対する出資その他につきまして、どの程度の額を組んでいくかということとは、これはまた年々の折衝の問題、それから今後におけるところの原油開発に対する投資の効果の実績等も勘案してきめられることであると思つております。で、まあ総体の八千億という数字のうち、財政資金、民間資金にどの程度を期待するか、また、毎年度のテンポはどういうふうになつていくか、こういった点につきましては、何と申しますか、道路五カ年計画その他の計画のようにな、かちつときまつたという、そういうものになつておりません。今後さらに投資に対する効果、実績等を勘案してきめらるべき問題だと、かように考えます。

○竹田現照君 これはやはり総額一兆二千億に近い金になるのですね、その資金というものは、そうすると、やはり公団をつくつてひとつの推進母体として積極的に海外資源の開発をやつていこうという一つの構想なんでありまして、それがいまお話がありましたように、単年度の、つまり毎年々々の予算折衝では、事業を行なつていく面からいくと非常に支障があるのではないだろうか。

○竹田現照君 大蔵省として、やはりこういうことが発足するのですから、大蔵省自体もこれは資金計画というものを立てて、これにバックアップ

をしようとする態度というものをすることが、政府全体として、この答申を生かし、仕事を具体的に進めることができるのではないかと、そう考えるのであつたのほうでもそういうような計画を立てるといふような考え方がないのかということをお伺いしたい。

○政府委員(相沢英之君) 何ぶん目下のところ石油開発公団に対しましてところの財政資金は一般会計の出資のみになつております。将来の問題として、これは総体の公団の資金の需要の推移と関連すると思ひますが、なかなか一般会計の、たとえば税金を財源といたしましてところの一般会計の出資のみでどの程度まで所要資金がまかなえるかどうかという点については、なかなか問題もあるうかと存じます。これはまあ私見でございまして、やはり石油開発公団の所要資金の量が、現在のこのエネルギー調査会の答申に基づく石油資源の確保を前提といたしましての資金計画、そういう資金計画の線に沿つて考えようということになります、なかなかこれについては一般会計の出資のみを以て手当てをしていくということとは困難な面もあるのじゃないか。そういう場合には、それではどういふような方法が考えられるか。財政投融資の資金を導入するとか何とか、いろいろと考へねばならない、検討しなければならぬ面もあるうかと存じます。いずれにしても、またこの石油開発に対する投資はある面におきましては、まあ私が申し上げるまでもなく、非常に当たるか当たらないかわからないというふうな、そういう投機的なファクターというふうなこともあり、それだけに財政投融資というふうな資金の対象になりにくい面がございまして、そういう投機性というものがかなりな程度において確実になつてくれば、これまた財政投融資の対象になる部分もあるうかと存じます。そういう点も今後何年かにおける、毎年度の、あるいは総体の財政資金の投入量をこれこれとすることを確定することはなかなか困難であると思ひますけれども、まあ基本的な方向はそういう

ひとつある程度の長期計画に基づいて外国での鉱業権を取つたり、利権料を払つたり、あるいは現地法人をつくつたり、こういうようなことを具体的に軌道に乗せていかなければならないと思ふのであります。そういう見通しを立てて進めるといふことが、実際問題としてできかねるのではないかと、いまのような御説明では、民間会社がやるにしても、三年後にははたして国の予算の面で開発公団がどれだけの予算が確保できるのだろうか、五年後にはどうなるだろうかという、こういうことの一つの見通しがつかないということとは、仕事をやる上では非常にむづかしいのではないだろうか、そういうふうな気がするのです。ですから、当然大蔵省の金を握つておられるほうとの間に、より折衝を深めて、大蔵省としても資金計画というやつを明確に出すことが、開発公団をつくつて資源開発を積極的に進めようという、この法律案を出していることにも合致するのではないかと思ひますが、それがちよつといまの御説明では、そういうふうな趣旨に沿わない結果を招くのではないかと思ひますが、どんなものですか。

〔理事近藤英一 郎君退席、委員長着席〕

○政府委員(岡角良彦君) 御指摘のように、石油の探鉱開発というものはきわめて長期的な仕事でございまして、計画自体も長期性を持って推進することが望ましい、こういうことはさきうでございまして、かような意味での事業計画というものが、私どもといたしましては、また将来の公団におきまして、これからの開発状況等をにらみあわせまして具体的に設定をいたすことにならうかと思ひます。しかしながら、その事業計画を現実に実行に移していく場合の資金計画というものにつきましては、そのつど必要と性、各年度の必要性、具体的な計画の進行状況に対応して定めてまいることが実際のではなからうか、かような趣旨でございまして、

○竹田現照君 大蔵省として、やはりこういうことが発足するのですから、大蔵省自体もこれは資金計画というものを立てて、これにバックアップ

をしようとする態度というものをすることが、政府全体として、この答申を生かし、仕事を具体的に進めることができるのではないかと、そう考えるのであつたのほうでもそういうような計画を立てるといふような考え方がないのかということをお伺いしたい。

○政府委員(相沢英之君) 何ぶん目下のところ石油開発公団に対しましてところの財政資金は一般会計の出資のみになつております。将来の問題として、これは総体の公団の資金の需要の推移と関連すると思ひますが、なかなか一般会計の、たとえば税金を財源といたしましてところの一般会計の出資のみでどの程度まで所要資金がまかなえるかどうかという点については、なかなか問題もあるうかと存じます。これはまあ私見でございまして、やはり石油開発公団の所要資金の量が、現在のこのエネルギー調査会の答申に基づく石油資源の確保を前提といたしましての資金計画、そういう資金計画の線に沿つて考えようということになります、なかなかこれについては一般会計の出資のみを以て手当てをしていくということとは困難な面もあるのじゃないか。そういう場合には、それではどういふような方法が考えられるか。財政投融資の資金を導入するとか何とか、いろいろと考へねばならない、検討しなければならぬ面もあるうかと存じます。いずれにしても、またこの石油開発に対する投資はある面におきましては、まあ私が申し上げるまでもなく、非常に当たるか当たらないかわからないというふうな、そういう投機的なファクターというふうなこともあり、それだけに財政投融資というふうな資金の対象になりにくい面がございまして、そういう投機性というものがかなりな程度において確実になつてくれば、これまた財政投融資の対象になる部分もあるうかと存じます。そういう点も今後何年かにおける、毎年度の、あるいは総体の財政資金の投入量をこれこれとすることを確定することはなかなか困難であると思ひますけれども、まあ基本的な方向はそういう

をしようとする態度というものをすることが、政府全体として、この答申を生かし、仕事を具体的に進めることができるのではないかと、そう考えるのであつたのほうでもそういうような計画を立てるといふような考え方がないのかということをお伺いしたい。

○政府委員(相沢英之君) 何ぶん目下のところ石油開発公団に対しましてところの財政資金は一般会計の出資のみになつております。将来の問題として、これは総体の公団の資金の需要の推移と関連すると思ひますが、なかなか一般会計の、たとえば税金を財源といたしましてところの一般会計の出資のみでどの程度まで所要資金がまかなえるかどうかという点については、なかなか問題もあるうかと存じます。これはまあ私見でございまして、やはり石油開発公団の所要資金の量が、現在のこのエネルギー調査会の答申に基づく石油資源の確保を前提といたしましての資金計画、そういう資金計画の線に沿つて考えようということになります、なかなかこれについては一般会計の出資のみを以て手当てをしていくということとは困難な面もあるのじゃないか。そういう場合には、それではどういふような方法が考えられるか。財政投融資の資金を導入するとか何とか、いろいろと考へねばならない、検討しなければならぬ面もあるうかと存じます。いずれにしても、またこの石油開発に対する投資はある面におきましては、まあ私が申し上げるまでもなく、非常に当たるか当たらないかわからないというふうな、そういう投機的なファクターというふうなこともあり、それだけに財政投融資というふうな資金の対象になりにくい面がございまして、そういう投機性というものがかなりな程度において確実になつてくれば、これまた財政投融資の対象になる部分もあるうかと存じます。そういう点も今後何年かにおける、毎年度の、あるいは総体の財政資金の投入量をこれこれとすることを確定することはなかなか困難であると思ひますけれども、まあ基本的な方向はそういう

をしようとする態度というものをすることが、政府全体として、この答申を生かし、仕事を具体的に進めることができるのではないかと、そう考えるのであつたのほうでもそういうような計画を立てるといふような考え方がないのかということをお伺いしたい。

○政府委員(相沢英之君) 何ぶん目下のところ石油開発公団に対しましてところの財政資金は一般会計の出資のみになつております。将来の問題として、これは総体の公団の資金の需要の推移と関連すると思ひますが、なかなか一般会計の、たとえば税金を財源といたしましてところの一般会計の出資のみでどの程度まで所要資金がまかなえるかどうかという点については、なかなか問題もあるうかと存じます。これはまあ私見でございまして、やはり石油開発公団の所要資金の量が、現在のこのエネルギー調査会の答申に基づく石油資源の確保を前提といたしましての資金計画、そういう資金計画の線に沿つて考えようということになります、なかなかこれについては一般会計の出資のみを以て手当てをしていくということとは困難な面もあるのじゃないか。そういう場合には、それではどういふような方法が考えられるか。財政投融資の資金を導入するとか何とか、いろいろと考へねばならない、検討しなければならぬ面もあるうかと存じます。いずれにしても、またこの石油開発に対する投資はある面におきましては、まあ私が申し上げるまでもなく、非常に当たるか当たらないかわからないというふうな、そういう投機的なファクターというふうなこともあり、それだけに財政投融資というふうな資金の対象になりにくい面がございまして、そういう投機性というものがかなりな程度において確実になつてくれば、これまた財政投融資の対象になる部分もあるうかと存じます。そういう点も今後何年かにおける、毎年度の、あるいは総体の財政資金の投入量をこれこれとすることを確定することはなかなか困難であると思ひますけれども、まあ基本的な方向はそういう

をしようとする態度というものをすることが、政府全体として、この答申を生かし、仕事を具体的に進めることができるのではないかと、そう考えるのであつたのほうでもそういうような計画を立てるといふような考え方がないのかということをお伺いしたい。

海外におけるわが国が確保し得る石油資源というものを確保することです。金のことだから大蔵省だと思つたが……この財源を石油と同じく石油に使うという考え方はないのですか。

○政府委員(岡角良彦君) 御承知のように石油関係の税収入につきましては、あるいは道路財源といたしまして、あるいは石炭対策といたしまして、それぞれ現在きわめて効果的に使用されておるわけでございますが、今後かかる税収を石油政策の面でいかに考えていくかという点につきましまして、エネルギー調査会等におきましてエネルギー関係の税体系の問題として検討をしていただきたと思つております。

○竹田現照君 大体これからできてから計画を立てることなどありますが、大体そういうようなことでかなり海外開発というものは、国際競争が激しい、きびしいものだろうと思つておりますが、いまのような通産省のお考え方で、六十年の目標の一億四千万キロリッターというふうなものの確保が確実にできるという見通しを持っていられるのですか。

○政府委員(岡角良彦君) 私どもといたしましては、この石油開発公団の設立を通じて、かつ今後の努力を傾注いたしまして、さような目標をぜひ実現をいたしたいと考えております。

○竹田現照君 それはできないというお答えはあるわけがないですが、金が単年度、単年度のもので、ほんとに六十年にわたることが確実に行けるかどうかという心配が、資金計画の面であるもので、それから聞いていくわけなんです。しかし具体的に通産、大蔵との間に話し合いがないとすれば、大臣もお見えになっておられますが、先ほどおらないときに、総理が衆議院でお答えしているように、国全般の問題としてこの問題について真剣に取り組んでいきたいというお答えがあるわけでありまして、当然に通産省のいまの試算だとかなんとかというところでなくて、金のほうの面も適切な相談の上で、両々相まった形において進めていかなくては、この問題は仏つって輸入れずに

なりかねないから私は聞いていたのですが、そういう政府なり政府内部の統一した見解というものをどういうふうに行っているのか。第二次答申を待つて具体的なことを考えるというこの間お答えがありましたか……。

○国務大臣(宮野和太郎君) 四十二年度の分については、それから石油開発公団をつくるということについては、総理大臣並びに大蔵大臣が認めて閣議決定をしたわけでありまして、これはやはり石油開発公団をつくらなければならぬ必要性を総理も大蔵大臣も、新しい公団でありますけれども、認めたわけでは……。

そこでエネルギー資源という、ことに石油問題の重要性ということとは、これは各大臣ともみな認めておられるところでありまして、また昭和六十年には相当の石油が要するということはみな認めておられることでありまして、したがって、それに対する資金の問題を御心配になっておられるのだらうと思つて、私はこれだけの石油を使うということは、日本全体の産業がそれだけ発展するということになるわけでございますから、したがって、税源と申しますか、大蔵省から申しますれば、税収入の源が拡大していくことになるわけでありまして、したがって私は、これだけの石油を使う日本の産業というものを考えてみれば、いわゆる税源というものは豊富にあるし、税の収入というものは相当ふえていくことになると思いますから、したがって、そこから石油資源の開発に必要な資金というものは生み出されるのじゃないかということを考えております。もしこれだけの石油を使われないような日本の産業であれば、日本の産業は伸びないということになるわけでありまして、そういう意味において、私は日本の産業の発展と両々相まって、この石油開発の資金というものを考えられないか、こう考えておる次第であります。

○竹田現照君 たいへん通産大臣樂觀をしておりますが、来年以降の進展状況を私は見ていきたいと思つております。

そこで、四十二年度の探鉱資金四十億円でありますが、これは具体的にどこどこを対象にして、大体いつから実施されようとしているのですか。

○政府委員(岡角良彦君) 四十二年度の出資、四十億円の使途につきましては、公団が設立された際に、事業計画として決定をされるべきものでございまして、現在の段階はまだ未確定でございまして、しかしながら、大きく分けて、この四十億円の出資は海外の石油探鉱のための出資並びにこれに必要な債務保証及び探採機械の購入その他に充てる予定でございまして。

○竹田現照君 次の質問者も待つておりますから、一応はしよりました、最後に二、三質問いたしますが、ほかにあるのですが、二年後の分離についてちょっと伺いたしますが、SKを吸収——吸収というよりは解散をして公団ができるわけですか。ところが公団は営業部門を大体やらないという原則を——公社公団を整理統合するという政府の方針から何かちよつとおかしなところだ公団法案が出てくるわけですね。無理をしているといへばしている。結果的に三年たつたらまた何かつくらなくちゃならぬ、そういうことなんです。したがって、新しい会社というのは純民間会社か、あるいは、当初通産省がお考えになっておられたようでありまして、公団出資の会社になるのか、それはどちらなんですか。

○政府委員(岡角良彦君) 石油開発公団法の附則の第九条によりますと、公団がその直接部門の業務を廃止いたします際は通産大臣の認可を受けましてその財産を譲渡するあるいは出資を行なうといういずれかをとることになっております。したがって、事業部門の財産を譲渡するということか、ところで業務の廃止を行なう場合には、当該事業部門は純民間会社になるわけでありまして、また出資という形式で業務を廃止いたします場合には、当該事業部門は公団の出資を受けました子会社になるわけでございます。われわれとしまして

は、現在想定いたしておる姿としましては後者の出資形態というものになる可能性が多いと考えております。

○竹田現照君 そうすると、公社公園の整理統合という、先ほど言ったようなことで、こういうことでやりくりをしてこの公園をつくっていくわけなんです、衆議院での行管のお答えは「三年たったらSKの業務というものは終わるものだ」と理解をされている、そういうふうに言われているのです、衆議院の答弁で行管の石原管理官は、そうすると、公社公園に類似する、あるいはこれは隠れ法人にはならないでしょうか、大体同じようなかっこうのものが三年後にはできるのかできないのかですね、できるとすると、最初からこんな無理をしないで、整理統合というのは何でもかんでも整理統合しなければならぬというものは必要ないと思うんですね、どうしても必要なものは必要なものとして残し、新しくつくらなければならぬものはつくらなければならぬと言っている、一つ新しくつくるためには一つぶつぷす、これはあまりにもしゃくし定木のものか考え方だと思ふんですが、これは三年たったらやっぱり二つになる、こういうのだったらちょっと私はいまの段階を勘案する一つの逃げ工作にすぎないと思う、こう思うんですが、これは行管の衆議院でのお答えとどういうふうになるのですか。

○政府委員(岡角良彦君) 私どもといたしましては、行政管理局の衆議院における答弁の趣旨は、公園としてはその直接事業は三年以内になくなるものと解釈する、かように理解をいたしております。したがっていまは公園として直接事業を三年以内に廃止いたします場合に、それをいかなる形態で廃止、かつその事業をいかなる形態で公園以外の分野において継続していくかというやり方につきまして、この三年の間に十分意見を尽くしまして、議論を尽くしまして進めていきたいと考えております。

○竹田現照君 去年の九月七日の鉱山局の「石油

開発公社仮称の設立について」という構想があります。その中に、現在の石油資源開発株式会社については、公園出資の事業会社とし、特に国内事業については他の民間石油企業との集約化のための業務調整をはかり四十二年度においては探鉱開発事業の共同化を早急に進めるものとする。こういうふうにあります、これとの関連はどういうことなんでしょうか。この当時の構想と。

○政府委員(岡角良彦君) 今回の公園の設立構想の最終的な考え方といたしましては、国内の探鉱開発を担うに当たります直接事業部門の将来のあり方というものをにつきまして、この際早急な結論を出すことを避けて、できるだけ他のいろいろ考慮すべき要件たとえば帝国石油の問題あるいは公園発足後の事情の変化等々諸般の情勢を慎重に検討した上で決定することが実務的であり、かつ合理的ではないか、かような考え方に立ちまして、今回の法律案のような趣旨にいたしました次第でございます。

○竹田現照君 この公園をつくるという趣旨以下大臣との間の談判過程において、先ほど私がお話しておるように、いろいろ無理をされておるわけですが、それで三年後には何らかの形のものをつくらなくちゃいけないわけですか、何らかの形のもの。そうするとその何らかの形でつくるというものの会社は、現在のSKを中心とした企業として新発足させるものと理解していいのですか。

○政府委員(岡角良彦君) その際の姿は、今後慎重に検討したいと思ひますが、その考え方の一つといたしましては、御指摘のようにSKを中心とした姿というものが当然あり得ると思ひます。

○竹田現照君 これは最後に一つお伺しますが、国内と海外との企業を分離するというお考えが通産省の中にあるということもちょっと聞いているわけですが、それはどうですか。

○政府委員(岡角良彦君) 三年後の姿としまして、国内と海外との直接事業を切り離すことが妥当か、包括的に一体的にいくことが妥当か、いろいろな考え方があり得るかと思ひますので、その辺のところを含めまして石油及び天然ガス資源開発審議会において御検討いただきたいと思ひます。

○竹田現照君 それじゃいいです。ちょうど時間が過ぎましたから……。

○矢追秀彦君 いまも少し問題が出ておりました三年間の問題でありますけれども、これはどうしてその三年間というふうになされたのか、その理由から……。

○政府委員(岡角良彦君) 公園が本来直接の営利活動を行なうということとは性格上好ましくないというところであります、さりとて現在の石油資源開発株式会社が公園に改組するにあたりまして、いかなる形態でその直接事業のほうを切り離すことが妥当であるかということに直ちに結論を出すことも困難でありますので、その間の調整を見込みまして、できるだけ短い期間に直接事業部門を合理的な形態で切り離すことが望ましい、そのための時間として三年間という時間を一応考えただけであります。

○矢追秀彦君 先のお答えの中に、三年後につくられる会社がやはり石油資源開発株式会社のようなものだというような意味のことをちょっと聞いたのですが、そうしますと、この公園がつくられなくても、いまのまま何らかの形でお金を出さうというふうにはならないのですか。その点どうですか。

○政府委員(岡角良彦君) 現在の石油資源開発株式会社が、今後のわが国の国内及び海外の石油の探鉱開発を総合的に推進をしていく場合には、やや不適当であるという判断のもとに石油開発公社の設立をお願いをいたしておる次第でございますがその主たる事情は、直接事業主体である石油資源開発株式会社のほか、新しく民間の企業といたしまして、たとえばアラスカ石油、あるいはサバ・テイセキあるいは南カリマンタンの開発を

計画しております九州石油開発といったように、純粋の民間企業が各方面に進出したという新しい事態になってまいりました。したがって、政府の資金をこれら各企業の海外探鉱活動に対して公正に分配をし、かつその活動を公平に助長していくためには、一個の事業会社としましての石油資源開発株式会社を發展的に園の機関としての公園に改組するということが必要ではなからうかと、こういう趣旨でございます。したがって、ただいまお話のように将来公園に臨時に付置されました事業部門が切り離されるから公園は必要ないということにはならないかと存じております。

○矢追秀彦君 まあこれが三年後も続くのであれば納得できるようなものですが、いま言われたように、さっきから言われておるように、三年間で何らかの処理が行なわれて、そして合併が行なわれるか会社がつくられるかと、こういう点にやはり疑問を抱くわけですが、その点どうですか。

○政府委員(岡角良彦君) 公園の機能が、将来のわが国の石油の開発、探鉱のために必要であるという前提で、公園は今後もその企業を拡充、強化していくべきことを考えておられますが、直接事業部門をどういう形態でしていくかという点につきましては、ただいまのところ一つの具体的な案があるわけではございませんので、これは公園設立後の情勢の変化なり、あるいは海外における開発事業進捗状況、また石油資源開発自体の考え方、あるいは労働組合の御意見、いろいろな面から意見を申し上げたいと思ひまして決定すべきである、かように考えておるわけでございます。

○矢追秀彦君 もう少し結局将来の方針を明確にされたい、まあそういうのがつくれるのでは、さっきも質問がありましたように、公社公園は整理していくということに反すると、結局疑いを持たれるというか、あいまいなものだと言われてもやむを得ないと思ふんです。したがって、やはりそれは石油という問題はある程度わからない面もあるかも知れませんが、もっと的確なビ

ジョンというものを示して、三年間は、こうする三年後はどう持っていくと、十年後はこうするんだと、やはりそれがなければ私は意味がないと、こう思うんですけれども、その点いかがですか。

○政府委員(岡角良彦君) 内外の石油の探鉱、開発の事業計画というのにつきましては、当省といたしましてでもできるだけ詳細かつ的確なビジョンの設定につとめてきておりますし、今後ともさような方向でまいりたいと思っておりますが、いまの公団が臨時に付置いたしする直接事業部門の形態、将来の分離のあり方という形式につきましては、各方面の御意見を承った上でこれを慎重に決定していきたいと、かように考えておるわけでございます。

○矢追秀彦君 で、資本金の四十億円の内訳でありますけれども、国内、国外、その点はどう考えられますか。

○政府委員(岡角良彦君) 四十億円の出資の内訳につきましては、公団設立後の事業計画で決定になるわけでございますけれども、さしあたりの予定といたしましては、海外の石油の探鉱のための出資がこの中の大部分を占めるかと思えます。すなわち、継続の事業五カ地点、新規の事業四カ地点等を四十二年度の対象にしたいと考えております。

○矢追秀彦君 石油開発公団の件でありますけれども、まあこの決算報告書を見ますと、相当の赤字になっていくわけですね。昭和三十九年度で申しますと、次期繰り越し損失が二十三億、約二十三億となっておりまして、また四十年で二十二億三千九百万、で、四十一年で十九億と、こういうふうな非常に膨大な赤字が出ておるわけですが、これはこの公団ができて資本金が四十億、その他政府からもお金が出るわけでありまして、この損失に対してはどのような処置が講じられておりますか。

○政府委員(岡角良彦君) 現在石油資源につきましては、約十九億円の累積赤字があるわけでありまして、この処理につきましては、この法律の

附則に掲げてございますように、石油資源会社の純資産の額を通商産業省に置かれする評価審査会の審査にかけて厳正なる評価を行なうていただくことになっております。したがって、その審査の結果の純資産の評価によりまして、その分を石油開発公団が引き継ぐという形になるわけでありまして、その場合、現在の累積赤字は償却残高が主でございまして、これは無形資産の再評価によりましてほとんど吸収され得るものと考えております。

○矢追秀彦君 ということは、なくなるということですか。

○政府委員(岡角良彦君) その辺は計算の結果評価審査会の決定にまかすまいと、ただいまのところ、何と申せません。

○矢追秀彦君 石油資源開発株式会社の解散等の中でですね、第八条のところではこの公団は、「石油資源開発株式会社法第七条第一項及び第二項に規定する業務を行なうことができる」と要するに、この公団の仕事は、最初にあります探鉱に関する仕事及びその石油資源開発株式会社のやっておった仕事をそのままやっていくことになると思うのですが、まあこの決算書を見ておると、これは昭和三十九年だったと思えます。秋田観光開発の株を六十万五千買っているわけですが、これも、これはどういうことですか。

○政府委員(岡角良彦君) 石油資源開発が秋田観光に対しましての株式取得は、その経営に参加するといふような趣旨のものでございまして、むしろ秋田観光の行なっておりまます観光事業といふものに対する利用のための出資ではなからうかというところでございまして。

○矢追秀彦君 まあこれはゴルフ場でありまして、結局ゴルフにお客さんを招待すると、そういうたのみに聞いておられますが、そのほか毎年、昭和三十九年は三百四十一万円、昭和四十年は三百四十一万円、昭和四十一年は四百四十一万円のこれはゴルフの入会金が出ているわけですが、これも、やはりこれもいまのゴルフに招待をする

というふうなことだと思えますけれども、これが公団になった場合、やはりこういうことがそのまま続くのかどうかお聞きをしたい。

○政府委員(岡角良彦君) 通常の事業今社といったしましては、法人会員というような形でゴルフクラブに入会するというのもよくあるように伺っておりますが、資産といたしまして、これが現在の石油資源開発の勘定に計上されておるといふことでございまして、その評価をいたしました際に、すべての債務と債権との相殺の結果の純資産は石油開発公団に引き継ぐというところは、法律の規定上当然であろうかと思えます。

○矢追秀彦君 ということは、公団ができてもしはりこいうゴルフの入会金は払われていくわけですか。

○政府委員(岡角良彦君) その辺の方針につきましては、公団設立後の事業計画の詳細な検討を待たなければ何とも申し上げかねます。

○矢追秀彦君 検討を待たなければとおっしゃいますけれども、一応民間会社であればそういうことはかまわれないと思えますけれども、やはり公団となった場合には、それはまずいと思うんです。いまのような返答では、ちょっと問題であると思えてすけれども、その点通産大臣はいかがお考えですか。

○国務大臣(曾野和太郎君) ゴルフ場に出資するといふこと自体は、私から見るとちよっと本来の業務に反する気がしますが、それが資産として残っているのであれば、多少許されると思うんです。今後、石油開発公団が設立されれば、そういう問題についてはいろいろと考えてみたいといふ、こう存じておる次第です。

○竹田現照君 関連。資産は各省の共済組合の中にもあるんですよ。これは資産で利回りがいいから、こういうものに出資するといふ答弁をしていくんですが、私も決算委員会でおとすか、その問題を取り上げたことがある。これは言うならば、いま矢追さんが話したように、招待用だとかこういう問題で、いろいろ問題があるんですよ。ですから、百八つの公社・公団の一つなんですから、こういうふうなかつこうというものは、やっぱり許されないと申すんですよ。四百万以上の金が毎年出ているといふことは、これは通産省の人が秋田とかどこかに行つて、ゴルフをやらせたかやられないかわからないけれども、そういうような姿勢の問題と関連をするわけですか。これは地下資源の資産だんといふわけですから、通産省が掌握をされておたら、全然本来転倒です。ですから、こんなものの資産をそのまま引き継ぐとかなんとかというやつは、引き継ぐときに明確にけじめをつけてもらわぬといふかと思うんです。こんなものを出しておくと自体が間違いないんだ。大体、地下資源の会社が、秋田観光やゴルフ場に入会金を出して、その利回りである程度資産をふやしていかなくやならぬという、そんなことは必要ないんだから、全然事業目的にないんだから、ゴルフ場に出資をして、それで資産をふやしていくといふことはないんだから、これはもう少しはっきりしておかないとだめです。

○柳田桃太郎君 関連。ちよっと関連質問を大臣にさしていただきますが、国策会社であつても、今回公団に接収する場合に、そういう国民的疑惑を招くような資産は処分をさして、そうしてきれいに引き継ぐべきものであると思えます。そのままゴルフ株を引き継ぐような御答弁に聞こえますが、そうではないと私は解釈をしております。大臣の御答弁をお聞きしたいと思えます。

○国務大臣(曾野和太郎君) いま両委員の御質問があつたのですが私から見れば、これは本来の目的に反する行為だと思つておる。そういうことに金を出すこと自体は本筋じゃないと思つております。したがって、これがどういふような方法で支出しておるか私まだ詳細に知っておりませんが、これは今度、開発公団になつた場合に、この問題についてよく調べて、その上で善処したいと思つておる。これは資産といふことを聞いておるんだが、資産であれば処分ができる、こういうふうな聞いておる。しかし、これはもう少し実質

を調査してその上で善処したい、こう思っております。

○矢追秀彦君 これは、科目の中は、どういふ科目になつてゐるかといふと、「その他の投資」といふことになつてゐるわけですが、三十九年度の資料によりますと、借金の保証金、借家の保証金、借地の保証金、そして、ゴルフクラブ入会金となつてゐます。このような項目が一つ設けられてゐるわけです。だから、いま大臣言われましたけれども、よく調べていただきまして、絶対にこういうことのないようにというよりも、さかのほつて、こういうことがずつと行なわれていたということ、それに対して何らかの処置というのか、やっていたかなければいけないと思ふのです。その点どうですか。

○國務大臣(宮野和太郎君) ただいま御回答申し上げましたとおり、この表の上では資産ということになつておりますが、しかし、私は、いよいよ石油開発公社が設立されて、引き継ぐ場合に、この問題についてはもう少しよく実態を調査して、その上で善処させるようにしたいと思ひます。

○矢追秀彦君 これはこの辺でやめておきます。また、三年後の処理方針に戻りますけれども、会社をつくるか、あるいはさき出しましたけれども、帝国石油との合併というのは、かなり強い線として考えられておるのかどうか、その点はどうですか。

○政府委員(岡角良彦君) 三年以内に直接事業部門を分離いたします際の形態といたしましては、お話のような帝国石油との関係をどうするか、あるいは現在の石油資源の形との関係をどうするか、いろいろの問題がございますので、その辺は、石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会、労働組合の御参加等をいただきまして、各方面の御意見を伺つて決定をいたしたいと、かように考えております。

○矢追秀彦君 国帝石油との合併は、これからきめられるということでありまされども、帝国石油が三十九年度以降は相当の赤字になつてきてい

るわけですが、三十九年度で十九億、四十年で九億、それから四十一年度で四億、そういうものが出ておるわけですが、この赤字はどういふふうな原因があるかと考えておられるわけですか。

○政府委員(岡角良彦君) 帝国石油は三十九年度以降、相当な赤字を計上いたしておりますことは御指摘のとおりでございますが、これは過去におきます天然ガスの埋蔵量につきまして、やや過大な見込みを行つた、したがひまして、これに対応する先行投資というものが、会社の規模からしてはやや過大であつて、その圧迫があつたといふことがあつたということが一つの原因であらうかと思ひます。また、埋蔵量自体の食いつぶしが進みまして、その結果、三十九年度に至りまして一挙に赤字が表面化した、かようなことではなからうかと思つております。

○矢追秀彦君 帝石の経理が将来好転する見込みがあるかどうか、お伺ひしたい。

○政府委員(岡角良彦君) 帝国石油といたしましては、三十九年度におきまして経営の刷新ということに努力をいたしまして、いわゆる再建計画を策定をいたしたわけでございます。その結果、開発銀行等の融資を受けまるとともに、不良債務の整理あるいは遊休資産の処分等を行ないまして、積極的に経理内容の健全化に努力をいたし、かつ探鉱活動を充実し、重点的にその効率を高めるといったような努力も行なつておりまして、漸次経理的な実態は好転いたしつつあると考えております。その結果、四十三年度以降は、会社の経理は黒字基調に転換をいたすということを期待いたしております。

○矢追秀彦君 帝石と資源開発株式会社が共同して探鉱をした例が多くあると思ふのですが、この場合、国庫補助がどのくらいの金額で行なわれていたか。で、資源開発はその分の国庫補助金を収入として受け取つていたのかどうか、その点。

○政府委員(岡角良彦君) 国産原油及び天然ガスに対しましては探鉱補助金は、昭和三十一年度から昭和四十一年度まで約十三億八千万円ほど投入をさ

れております。で、これが帝国石油におきまして受け取られた場合には、当然その収入に計上しておるわけでございます。

○矢追秀彦君 天然ガスの問題ですが、裏日本のガスは非常に不足をしております。問題が大きくなつてきておりますが、真冬になると、一五兆も供給が不足をしております、こういう現状であります。特に新潟県においてひどいわけでありまして、これに対しての具体的な対策はお持ちになつておりますか。

○政府委員(岡角良彦君) 新潟県下の天然ガスにつきましては、昭和三十一年の初めごろから生産量の減退が見え始めました。あわせて需要が増大をいたしてきまして、供給が逼迫をするといふ事態が招来されました。かような傾向に對しまして、当初といたしましては需要業界、特に化学業界等に対しまして燃料の転換、重油への転換を要請をいたしました。また、新たにガス需要の抑制を行ない、また大手の需要がたとへば東京ガス等に対しましては積極的にその供給量をカットするといふような措置を講じてまいりまして、いわゆる需要業界の協力ということを大幅に努力をお願いいたしまして、事態の改善につとめてきたわけでございます。他方、生産そのものを増大をいたします意味におきまして、探鉱につきましては従来の努力を倍加いたしまして、特に四十二年度につきましては五億八千万円という基礎調査費の計上をいたしまして供給力の増大につとめまして、需要の調整と供給の増大と両者から需給バランスの好転をはかりたいと考えておる次第でございます。

○矢追秀彦君 天然ガスの探鉱のいま調査が進められおると言われましたけれども、現在調査の現状及び見通し、これはどのようなものでしょうか。

○政府委員(岡角良彦君) 天然ガスの調査につきましては、第三次石油及び可燃性天然ガスの開発五カ年計画というものでございまして毎年三兆ずつその生産の増大をはかるように努力をいたしてお

りまして、それに対応する天然ガスの基礎調査費の計上並びに探鉱補助金の計上を行なつてまいっております。特に昭和四十二年度につきましては、報告にありまして天然ガスの基礎調査費五億八千万円、探鉱補助金といたしまして六億二千万円というものを計上いたしておる次第でございます。今後とも年率三割程度の天然ガスの増産を達成するために必要な探鉱及び基礎調査費は確保してまいりたいといふ方針でございます。

○矢追秀彦君 場所をかなり指定されて探鉱されていると思ひますが、裏日本における有望地域といふのは、大体どういふふうな状態であるか、今後それを開発すれば、現在の足りない点の需要に供給が間に合うかどうか、その点をお伺ひしたい。

○政府委員(岡角良彦君) 需要の増大に對しまして供給が間に合うかどうかといふことは、一に探鉱の成果にかかるといふことは、その探鉱の重点は、今後は、従来探鉱のおかれておりました新潟県下あるいは秋田県下におきまして四千メートル、五千メートル級の深層探鉱といふものに努力をいたしますとともに、日本海の大連だなどに對する探鉱も積極的にこれを進めまして、需要の増大に對してまいりたいと思つております。

○矢追秀彦君 いま大連だなどの問題が出ましたけれども、私もかつて委員会での問題については質問をいたしました。あのときもたしか、探鉱の船は一隻しかなかったわけでありまして、その後今日まで大連だに對しての考えはどの程度進んできたか、その点お伺ひしたい。

○政府委員(岡角良彦君) 今日まで日本海大連だの探鉱につきましては、石油資源開発株式会社によりまして白竜号を使ひましての探鉱を、秋田沖、新潟沖等において積極的に進めてまいつたのであります。また、新たに光興産株式会社が裏日本の北海道から能登半島に至ります海域全体につきましての大連だの探鉱権を出願をいたしてあります。これに對しては、本年にかけて

航空機を使ひしめての磁力探鉱を行ないまして、一応その終結を見ているわけでございます。これから出光及び石油資源が相共同いたしました。特に今回の航空磁力調査の成果等を検討いたしまして、両者の共同の探鉱を効果的に進めてまいりたいと考えております。

○矢追秀彦君 その調査の結果は公表されておりますか。

○政府委員(両角良彦君) これは出光興産の行ないました調査でございます。現在公表はされておられません。

○矢追秀彦君 そういう場合は、政府としては全然それを公表するようにということは言えないわけですか。

○政府委員(両角良彦君) どのような日本海大陸的な探鉱は、石油資源といたしましても、従来ともきわめて努力をいたしましたところでありまして、今後とも石油資源の技術、知識、経験というものを、出光興産としても必要とする場合が多いと考えますので、両者の共同体制というものを強化する意味合いから、今日の出光の探鉱、航空磁力調査の結果につきましては、専門的な見地で石油資源と共同の利用ができるような措置をはかりたいと考えております。

○矢追秀彦君 それから新潟と東京間を結ぶパイプラインでありますけれども、これは昭和三十七年の十月に五十五億円もかけて完成されたわけでありまして、現在のようなガス不足、需要が非常に増大する中において、この新潟―東京パイプラインが、完全に役目を果たしているかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(両角良彦君) 御指摘のパイプラインは、現在のところその能力に対して三分の一程度の利用度ではなからうかと思っております。

○矢追秀彦君 そのように非常にお金をかけても、まだ三分の一しか利用されていないということは、この新潟方面の天然ガスの埋蔵量の基礎的な調査にミスがあったのではないかと、また、需要の増大に対する見方というものが甘かったのでは

ないか、このように考えるわけですが、その点はいかがですか。

○政府委員(両角良彦君) 先ほど申し上げましたように、当初新潟地区の天然ガスの生産の見通しというものがつきましては、水溶性のガスも含めまして、これを検討いたしておった次第でございますが、新潟地区の地盤沈下という事態に当面いたしまして、天然ガスの生産はもっぱら構造性ガスに切りかえられた次第でございます。むしろ構造性ガスに集中せざるを得なかった次第でございます。これからの事情が重なりまして天然ガスの生産見通しというものが、予想よりも下回ったということは事実でございます。また、近來天然ガスの探鉱というものは、各年それぞれ基礎調査及び補助金をもちまして努力をいたしましたのであります。その技術的な努力にもかかわらず、その成果が必ずしも十分ではなかったという点もあつたかと思ひます。しかしながら、探鉱の成果があがるかあがらないかということは努力に必ず正比例するというわけのものでもござい

ませんので、会社といたしましては十分な探鉱努力は払ってきたというふうには私どもは考えております。

○矢追秀彦君 いま地盤沈下のことを言われまして、十分講じられておりますか。

○政府委員(両角良彦君) 新潟地区の地盤沈下につきましては、まず水溶性ガスの採取を取りやめたというところによりまして、大きくその沈下の予防が講ぜられると思ひます。さらに観測井というものを現地に設けて、その状況によりまして観測をいたしております。その状況によりまして随時適切に地下水のくみ上げ規制等々の措置を講じていくことにならうかと思ひます。

○矢追秀彦君 次に、海外の石油資源開発利用についての問題であります。マレーシアのサバ州にあるサバ・ティセキオイル事業、これに対しては四十一年三月より四十一年十二月までに三回にわたって四億六千四百万円を資源開発から貸し付

けておりますけれども、その貸し付けの条件、担保の請求、あるいは保証契約、利子収入、そういうものはどういふふうになっているのか。今後の新公団の海外融資と関連があるのでお聞きをしたい。

○政府委員(両角良彦君) サバ・ティセキに對しましては石油資源開発株式会社といたしまして政府から受けました出資の一部をサバ・ティセキの探鉱事業に振り向けるというために融資を行なつてきております。これは本来出資形式によるべきものでございまして、マレーシアとインドネシアとの間の両国間の政治的な紛争がございまして、インドネシアにおきます石油開発と密接な関係を持つております石油資源開発株式会社がマレーシアのサバ・ティセキに出資を行なうということにつきましては、政治的にマレーシア側として異論があるという強い意見がございました。その結果、本来出資をいたすべきところをやむを得ず融資というものに切りかえた次第でございます。したがって、この融資はいわば出資にかわる融資でございます。担保等はサバ・ティセキの株券をこれに充てるというふうな形態をとっております。また、利子等も将来の株券に対する配当というもので受け取るためをえをとつておる次第でございます。

○矢追秀彦君 今後海外に対する融資あるいは出資、どちらかになるかと思ひますが、いまのような形式で行なわれますか。

○政府委員(両角良彦君) サバ・ティセキに關しましては石油資源開発公団が設立されました際には、融資形態から出資形態に切りかえたいと考えております。

○矢追秀彦君 海外での開発事業であります。この石油資源開発株式会社の関係会社、いろいろあげられておりますが、この資料、四十二年三月現在のをいたしたわけですが、北スマトラ海洋石油資源開発会社は、設立年月日四十二年二月二十一日、出資額九億七千万、四十一年度の損益が九千八百萬、累計が一億五千三百五十萬、こういう

ふうになつてはいるのですが、非常に大きな損益になつてはいるわけですが、これは今後どういふふうになるのでしょうか。

○政府委員(両角良彦君) 北スマトラ海洋石油資源開発につきましては、昭和四十一年度から探鉱事業の着手をいたしたばかりでございます。したがって、探鉱投資というものは企業のいわば先行投資でございます。それに見合う収入というものは、探鉱の成果があがらば、油田を当てまして、その油田から取り上げた油が販売されて収入が出てからはじめてバランスがとれてくる、こういう仕組みでございます。いわば探鉱段階に着手したばかりの開発会社というものは、当然その性質上赤字にならざるを得ないという性格でございます。将来はその油田の開発が順調に進みますならば十分収益をあげることができると思つております。

○矢追秀彦君 これは従業員が四十四名と、こゝなつておりますが、そのあと三つの項にあるジャベックス・カナダ社、これは従業員が八名で日本人は四名、それで七億五千万というものが出てはいるわけですが、この損益等についてはまだ記載がありませんけれども、この点はどうなんですか。いまの北スマトラ海洋石油資源開発の場合は九億七千万も出してあります。四十四名の従業員で、かなりこれは充実したものもやっております。これだけのデータですから、はっきりしたことは言えませんが、考えられるのですが、こちらのほうは同じくらの金、まあ少ないですが、そうして八人でやつてはいる。非常にこれだけの関係では何とも言えませんが、何が内容がよくないのじゃないか、こういうふうには考えられるのです。その点はいかがですか。

○政府委員(両角良彦君) 石油資源開発会社の子会社の従業員の数の問題でございますが、御承知のように、インドネシアの場合には、その石油の探鉱開発を行ないますには、一切の技術者並びに一切の設備等はわが国自身の、つまり日本人の手によりまして日本人の調達します設備によつて

行なわれなければならないわけでございます。ところが、カナダ等におきます探鉱開発事業は、御承知のように極めて現地の探鉱企業水準が高いために、いろいろ専門的な請負の会社がたくさんあるわけでございます。たとえば物理探鉱を担当をいたす会社あるいはボーリングを専門とする会社といったように、それぞれの専門分野におきまして、現地で活用することのできる現地企業もしくは現地技術者というものが多数ございます。したがって、ジャベックス・カナダの場合は、日本人従業員は少なく済むわけであります。決してそれが事業活動が低調であることを意味するものではないわけでございます。

○矢追秀彦君　そうすると、この会社は単に事務所だけで、あと下請をさせている、そういった場合は直接この石油資源開発会社がそういったボーリングの会社と契約をしてやって、こんな会社をつくる必要はなかったのじゃないか、こう考えられますが、その点はいかがですか。

○政府委員(岡角良彦君)　御承知のようにカナダにおきます鉱業法の法制上のためといたしましては、外国法人が鉱業権を取得することは制約を受けております。したがって、現地法人というものを設立いたして、現地法人の資格におきまして鉱区の取得を行ないますと石油の探鉱開発ができない、かような実情から設立をいたした次第でございます。

○矢追秀彦君　それはオーストラリアも同じなんですか。

○政府委員(岡角良彦君)　オーストラリアも同様でございます。

○矢追秀彦君　それからもう一つの項で、これは全然記載がないのですが、三十五年六月につくられておる北スマトラ石油開発協力株式会社、これは出資が一億円でありますけれども、これは調査が不十分なのか、資料が出ておりません。これはどういふふうな状況ですか。おわかりになっておればお知らせいただきたい。

○政府委員(岡角良彦君)　北スマトラ石油開発協

力株式会社は、昭和三十五年にインドネシアの石油のブルミナとの間でラントー油田の復興開発を共同して行なうという目的のために設立いたしました次第でございます。その設立の結果、昭和三十五年以降十年間にわが国から百八十八億四千五百萬円のクレジットの供与を行ないました。その見返りに現地で生産されます五百六十萬キロリッターの原油を受け取るということになっておるわけでございます。現在までの実績で申し上げますと、クレジットの供与が、すでに総額の七割を行なっておりますが、原油の返済が今日まで約三割程度しか行なわれておりません。したがって、今後この契約期間を三年七月延長をいたしまして、この延長された期間を含めまして原油の返済の増量を求めておまして、今後毎年約五十五萬キロリッターくらいのがわが国に対する原油供給が行なわれるものと考えております。以上によりましてこの北スマトラ石油開発供給の目的を達成することになるかと思ひます。

○矢追秀彦君　この海外のこういった探鉱は、まあ将来もうかるかといったあれですけども、事業としては有望と考へておられるのですか。それよりも直接、まあ金は高くなるかと思ひますが、輸入をするほうがいいのか、こういうものを開採していくほうがいいのか、かなりお金をかけてやるわけですけどもその辺はどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(岡角良彦君)　今日までアメリカ、イギリス、フランス、先進諸国を中心として行なわれます石油の探鉱開発のための事業は、いずれも収支相償う、採算に乗るものとして行なわれております。したがって、わが国としましても残された世界の未開発油田地帯に対して、これから積極的な進出を行ないまして、その成果を活用するならば、十分採算に乗るものと考えております。もちろん輸入原油が安いケースもあり得ますが、その点につきましては、安定供給という見地から、ある程度のみずからの開発する原油が必要であるということは、この公団の設立、冒頭の

趣旨で御説明を申し上げたとおりでございます。○矢追秀彦君　今後タンカーも大きくなってきますし、いま言われたように、安い原油をたくさん運べる時代もだんだんやってくるわけですが、それとともに、いま言われた探鉱事業も、だんだん海外でやっていくと採算が十分とれると。それでは、まあそのバランスといふことは、その点を現在、将来どういふふうな持っていくか、ちゃんとお立てになっておりますか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(岡角良彦君)　われわれは、そのバランスを昭和六十年におきまして七対三といったしたいと考えております。

○矢追秀彦君　それは、どういう根拠ですか。

○政府委員(岡角良彦君)　安定供給の見地から申しまして、わが国の所要原油の三割程度をみずからの開発原油というものによつて供給を確保するということが必要ではないかと、かような見地からでございます。

○矢追秀彦君　最後に、探鉱の技術の開発の問題でありますけれども、先ほど物理的な面で特にやっていると云われましたけれども、将来どの技術を重点的に開発をすることが、最も特にまあ日本の国内における探鉱に適しているか、この点の方向をお伺いしたい。

○政府委員(岡角良彦君)　わが国の国内の面から申しまして、海外問題も含めまして、やはり深層—深いところの探鉱及び大陸だなの開発これに伴う技術開発という点が極めて重要ではないかと考へております。また、世界的に申しまして、アメリカ、ヨーロッパ等におきまして現在大きな発達を遂げております技術は、もっぱら大陸だなど申しますか、海底、海洋資源の開発に関する技術でございます。さような見地から、わが国としても大いに努力をすべき技術分野ではなからうかと考へます。

○矢追秀彦君　それはやはりさつき航空機による音波探鉱ですか、一番いいわけですか。

○政府委員(岡角良彦君)　大陸だなの探鉱技術

は、もちろん航空磁力調査というものもございますし、また地震探鉱というものもございます。またボーリングを掘りますための各種の新しい技術もあり得るわけでございます。それらの総合的なものを考へておる次第でございます。

○矢追秀彦君　日本の場合、ややもすれば、こういった技術開発に対する予算も少ないことであるからして、やはり安くても非常に効果があるものがこれら出てこないともいえないと思うし、特にそういった大陸だなの問題もありますので、特に電子工学等も発達しておりますから、かなり新しいのができるのじゃないか、こう思ひますけれども、その点の見通しはどうでしょうか。

○政府委員(岡角良彦君)　もちろんわが国自身で新しい探鉱技術の開発も必要でございます。また昨今は、特にアメリカ等におきましては、アラスカの大陸だなの開発に関連いたしまして、また欧州におきましては北海の海底ガス油田の開発に関連いたしまして、新しい技術成果が続々と生まれてきておりますので、さような技術の導入という点におきましても、積極的につとめたいと考へております。

○矢追秀彦君　最後に、大陸だなに関連してこの前もお伺いしたのですが、東シナ海の大陸だなの中には相当の石油があるといわれておりますが、その点についてどういふお考えですか。

○政府委員(岡角良彦君)　東シナ海の大陸だなににつきましては、詳細は今日まだ不明でございますが、いずれにいたしましても、この大陸だなの所屬が、わが国以外の国であるということから、その大陸だなの鉱物資源の探鉱開発は、わが国自身の自由に行なうわけにいかないという問題が一つございます。もう一つは、東シナ海の海の深さが今日まで技術的に、特にわが国にとりまして可能な水深をはるかに越しております。今日までのわが国の技術では、二十五メートルないし五十メートルくらいがせいぜいでございますが、これをこえます百メートル、二百メートルの東シナ海の大連だなの探鉱ということは、しかし簡単

には行ないたいのなごいいます。のみならず、かりにこれらの探鉱事業に着手いたしますとしましても、台風の進路でございまして、操業の安定性という点にもなお多くの問題がございするもので、これら海底資源の活用というごときは、国際的に見ても大いに望ましいわけでございますが、東シナ海につきましては、なおそれらの点を勘案しまして、慎重に検討をいたしまして、これに対処いたしたいと考えております。

○矢追秀彦君 もう一つ最後に、この公団につきまして、海外の人たちの声というものを、お聞きになりましたか。

○政府委員(岡角良彦君) わが国の石油開発公団の設立構想につきましては、本年のOECDにおきます石油委員会におきまして、これが説明並びに質問が行なわれて、西諸国はきわめて活発な関心を寄せております。また、昨今の中東動乱に際しまして、アメリカのウォール・ストリート新聞におきましては、わが国が石油開発公団の設立構想を公にし、それに基づきまして海外原油の自己開発に乗り出してきておるといふ点を大きく取り上げまして、中東動乱との対比におきまして、日本の政策転換に非常な関心を示しておるとが報道されております。

○矢追秀彦君 四十億ぐらいで何ができるかと、たいしたことはできないとかいう声も聞くのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(岡角良彦君) 新規の出資で四十億では十分ではないかという御意見もあつたわけでございますが、われわれもこれをもって足りるものとは考えておりませんが、これは今後の努力で御期待に沿いたいと考えます。

○向井長年君 ます、通産大臣にお聞きしたいんですが、今度の石油開発公団法の提案も、すべて日本の総合エネルギーという立場から今度こういう公団をつくってやろうと、探鉱をやろうというごときでしようが、これは政府としてどうなんですか。総合エネルギーという立場において、何だか一貫性がないように思ふんですよ。ということ

は、先に原子力のやつこの間できたんですな。これは科学技術庁から出されて、あるいは石炭は石炭対策でやっておるわけですが、これに対して、まずやはり日本のこれからのエネルギーという観点から、あるいはまたそれに対して石油のいわゆる位置づけ、総合エネルギーの中においてのこういう問題についてどう対処して考えていくのか、石炭をどう位置づけしようとするのか、あるいは電力の問題も入ってくると思いますが、こういう問題に対するやはり位置づけというものを考えて、将来どうあらねばならぬ、総合エネルギーとしてどうあらねばならぬ、こういう問題について、何だかそのときそのときで石油は石油でやっていく、あるいは石炭は石炭でやろうと、こういうふうに感ぜられるんですが、こういう一つのエネルギーの位置づけというものをどう考えようか、お聞きしたい。

○国務大臣(曾野和太郎君) 今度の石油開発公団の設立については、総合エネルギー対策の一環として考え出したものでありまして、すべて総合エネルギーの供給の全体の見通しによつて、この石油開発公団なりあるいは将来の石油資源の量を考へておるものであります。石炭につきましては、これは五千万トンということ、これをぜひ確保するということなのであります。そこで、私は将来においては、エネルギー資源は原子力になると、こう考えておりますが、しかしいまの技術では、まだ原子力によつてのエネルギーというものは十分ではありませんからして、したがって、将来原子力によるエネルギーということを実現するまでは、やはり石油にたよらなければならぬというごときで、そこで一時のエネルギー供給源としたしまして、昭和六十年程度にいたるとは原子力は一〇％、それから石油は七四・八％、石炭は九五％というように大体の標準を立てておうとしてやっておるのであって、決して無計画でやっておるのじゃありません。

○向井長年君 そうであるならば、今国会にこれを出されておるけれども、いま始まった問題じゃ

ないんですよね、石油問題も。去年もおとしもこういうことを感じられておると思うが、それについて、いま公団つくるって四十億の出資をしてやろうというごときは決して悪くないんですよね。そういう意味で言っておるのではなくて、現在までにそれに対してどういう取り組み方をしてきたのか。少なくとも民間依存であつたか。今度は事業団をつくらせて政府も真剣に取り組む、まあこういうところに、私は、言うならば一貫性がないうた。本末であるならば、総合エネルギーについては、政府みずからこれに取り組まなければならぬという姿勢が、最近においてはどううかつて出てる、いままでないでしよう。実はわれわれ商工委員会でも過去においてもたびたび石油資源の国内の探鉱調査をしてきました。そういう中で事業者が、あるいはまた現場においてはまだ国内においても資源がある。資源はあるんだけれども探鉱できないんだ。できないというごときは資金が足りないからできないんだというごときは、いろいろ陳情を受けておるんですよ。したがって、今度の場合においては、この事業団の本旨は国外においての探鉱を主としておるようになつてございまして、国内の資源の探鉱という問題については、まあ一応はやるんだというごときでしようけれども、この問題について政府としてはどういう姿勢で取り組むか。それに対してどういう資金を持って当たるか。こういう問題、どうもわれわれ納得できない。この点を私はお聞きをしたい。

○国務大臣(曾野和太郎君) 数字的のことは局長からお答えすると思いますが、まあきょうまで石炭の問題、石油の問題、原子力の問題については、皆相当研究もするし、悩んでもきたと思うんです。石炭の問題は第一どうするかということ。原子力も五、六年前には原子力の発電というようにおつたが、さて事実はいかにないかというようにおつたが、原子力の平和利用という問題の見通し

も、いままではっきりしなかったというごときで、根

本的な百年の大計ということを私はいままでは立てられなかったと思うのです。がしかし、ようやく石炭の問題についても大体見通しを立てて、日本としてはこれだけの石炭は保有しなければならぬというごとき。原子力についても大体いま現在すぐに原子力の平和利用ということもおそらく期待がでないというごときで、そこで石油についてはどれだけというように考えてきたと思うのでございまして、まあ今日まで百年の大計を立てなかつたというごときについてのおしかりは、私はもつともだと思ふのです。これはいままで政府当局もあるいは民間人も、いろいろこの問題については石炭がいかに石油がいかに原子力がいかにいうごときで、皆悩んできたと思ふのでありますが、ようやく百年の大計が私はいかに確立したと思ひますが、しかし、あるいは原子力の平和利用の問題でも技術の開発によつてこれはわれわれの予想以上に早くあるいは増殖炉などが開発できるということになつてきますと、非常にこれはまたエネルギー資源として大変革がくると思ひますし、あるいは石油の問題にしましても、探鉱の技術があるいは予想以上に発展してきて、あるいは日本の国内において石油がどんどん出るというようなことになつてきますと、これはまた計画なども変えなければならぬという問題が起ると思ひますけれども、現在の技術水準において考えられたエネルギー対策に対して、私たちは、これで現在における百年の大計として、石油開発公団というものを考えたのでありまして、しかし、これで私はこの開発計画が永久不変のものとは考えておりません。むしろ技術の開発によつて、この計画をまた変更するごときがあることを、われわれもそれを期待していきたく、こう考えておる次第であります。

○政府委員(岡角良彦君) 国内の探鉱開発が重要であるという点はまことに御指摘のとおりでございまして、私どももいたしましては、過去におきまして国内の探鉱開発につきましては、国の直接の事業といたしまして、基礎調査というものを四十一年度まで十二億円の金をかけて行なつており

ますし、また四十二年度予算におきましても五億八千万円の計上をいたしておる次第でございます。また国内の探鉱を、民間企業によります探鉱を助成いたしますために、四十一年度までに十三億八千万円の国庫補助金を投入いたしてあります。これまた四十二年度におきましては倍増をいたしまして、六億二千万円の計上を行なった次第でございます。さらに国産の原油が国内の諸般の条件から割り高につきまするが、これを生産を維持育成いたしますために、海外原油との割り高分につきましては、関税還付制をもちましてこれを補てんする措置をとって、国産原油の生産を継続維持発展せしめるような対策を講じておる次第でございます。したがって、今回の石油開発公団の発足の後におきましても、国内の開発探鉱ということにつきましては、従来と同じ方針で、かつ、それを一そう強化して、国の直接的な助成、育成の対象としてこれを推進したいと考えております。

○向井長年君 大体この事業団の主たる目的は、国外に対する探鉱、こういう方向に向けられたようにわれわれしるうとは感じるのでありますが、国内でもいまままでどおり、いわゆる助成なりあるいはまた民間等もあわせてやっていくんだと、こういう答弁でございますけれども、結局、国内で多くの資金を投入して探鉱するよりも、国外で、豊富なところで大きな効率をあげる、こういうほうがいいのではないかと、こういう考え方からその形が進められているんじゃないですか、その点どうなんでしょうか。

○国務大臣(青野和太郎君) 現在のところは、国内の油田というものを対して、その期待はできないと思ひます。そこで、海外から購入したほうが安く、また豊富に購入ができる。だから今日この石油の供給ということを考えてきたと思うのでございまして、しかし、先ほど申しましたとおり、探鉱の技術やなんかで、日本国内において石油がもう少しとんとん出るといふようなことになれば、また日本にとってありがたいことだと思ひう

であります。現在では、やっぱり海外にたよらなきやならぬというのが実情だと私は思っております。

○向井長年君 もちろん含有量から見ても国内は僅少である。したがって外国に依存をしなければならぬ。外国というか、国外において探鉱を進めなきやならぬ。これは常識的にわかる。そこで、国内に埋蔵されている資源がどれくらいあるかというや技術的な調査もあると思ひますが、あるいはまた、それを探鉱するためにはどれくらいの経費が必要であるか、こういうものが出てきて、初めてそういう意図が出てくるんですよ。そういうことはやられたんですか、われわれしるうとはわからないです。まあ考えてみるならば、国内の北海道の開発探鉱についても相当埋蔵されていると、こういうわけでおるわけなんですけれども、そこで、これに対して、計画的にこれだけの資金を投入して探鉱すればどれだけの採取できる、それについてはあまりにも高率でないから国外に依存すると、こういう理論的な、一つの技術的な何か調査をされたのか、国内資源として、この点、ただしるうが常識的にものを言うのじゃなくて、やはり、政府のほうではおそらく資料を持っていると思う、そういう問題についてどう考えられますか。

○政府委員(岡角良彦君) 国内の資源の探鉱努力が、いまままでのところまだ十分ではないんではないかという点につきましては、今日までの成果では、年間七十万ないし八十万キロリットルの原油生産程度に見合う成果しかあげておりません。しかしながら、今後は、より深い油田の探鉱並びに大陸などの探鉱等が、今後努力すべきところでありまして、あわせて、北海道等も新しい白亜紀層の探鉱を、より努力する必要があるかと思ひております。ただ過去におきまして、北海道につきましては、石油資源開発株式会社約三十億円程度の探鉱資金を投入しましてこれを調査いたした経緯がございまして、その成果はきわめて小規模な油田を一、二発見したにとどまっております。

まして、所期の成果をおさめ得なかったという実績がございまして。しかしながら、われわれとしましては、今後さらに努力を倍加いたしまして、より深いあるいは大陸などといった新しいところの探鉱につとめていきたい。そのことと海外の探鉱ということとは、並行して進めていくことが必要ではないかと、かように存じております。

○向井長年君 そうすると今度の公団は、もちろん国外に対する探鉱、あわせて国内に対しても相当のいわゆる精力を、あるいは資金的な面をつけて探鉱すると、まあ、こういう考え方のよう受け取れるわけですが、しからばそれに対して、一応現在国内においての資源探鉱のために、どれくらいの埋蔵——あるいはそれに対してどれくらいのいわゆる資金を投入するという計画があるんですか。

○政府委員(岡角良彦君) 現在国内の探鉱投資につきましては、四十五年度までの探鉱投資計画というものを一応策定をいたしております。四十一年度から四十五年度にかけて、国の基礎調査をいたしまして、一応の計画で約四十四億円を投入をいたしたいと存じております。また企業側におきまして探鉱投資としましては、約二百五十七億円を計画をいたしている次第でございます。

○向井長年君 今度のこの法案について、衆議院でも相当論議されて、最終的にこういう附帯決議がつけられました。そこで、この附帯決議に対して、おそらく大臣は、附帯決議を尊重して最善の努力をいたしようという答弁をしたのじゃないかと私は思ふ、想像ですが。そういう中で、今後国内外の探鉱開発十カ年計画を樹立せよ、こういうふうなことを出されていると思ひます。これに対して現在、いま国内の場合につきましては、昭和四十五年度まで一応説明がございましたが、今後こういう問題について、いまこういう法案を通した中で、先ほど大臣が答弁されたように、原子力の問題は十年あるいは二十年という計画で、あれきめられているが、石油の場合においては、十カ年計画として、どういう構想をいま持っ

ておりますか、あるいは構想はいいないわけですか。この点、どうでしょう。

○政府委員(岡角良彦君) 石油につきましては、昭和六十年におきまして約一億四千万キロリットルの原油の開発を、わが国及び海外を含めまして目標といたしているわけでございます。国内につきましたは、石油及び可燃性天然ガス開発五カ年計画というものが現在ございまして、第三次計画に入っております。このような五カ年計画を今後とも継続をしまいたいと思ひております。また海外につきましては、各開発プロジェクトごと、五カ年計画程度の規模をもって推進をいたしたいと考えております。

○向井長年君 計画の問題については、そういう形です。五年まではやっていく、その後それでは引き続いて同じく計画を進めていきたい、こういうことで大体わかりました。次は、この公団が三年たつと分離されて、そして石油資源あるいはまた出資会社、こういう問題が中心となっていくと思うのですが、この分離されたやつは一つの、一本の組織——いわゆる会社組織ですか、こういう形に持っていくべきだと思ひますが、この点はどう考えておりますか。

○政府委員(岡角良彦君) 三年以内に公団の直接事業部門が分離されます際の形態をいたしましては、ただいまの石油資源のような形での一体的な分離形態もあり得ると思ひますが、最終的な形態の決定は、審議会の場におきまして、労働組合等の御参加もいただきまして、各方面の御審議を尽くしてきめてまいりたいと思ひます。

○向井長年君 一応ですね、明確に三年たてば分離するときはまっているのだから、したがって、それに対する一つの方向としては、ただこでばんと抜けるのじゃなくて、やはり方向としてはそうしていききたい、しかし審議会においていろいろ意見の方があるから、どうこれが変わっていくかは別として、それに対してやはりある程度、三年

後分離するときまっている以上は、一応確固たる方向で進まなければ不安じゃありませんか。この点、いかがでしょう。

○政府委員(岡角良彦君) 従業員の方々のいろいろ御不安の点もあるうかと思ひますので、そういう御不安をできるだけ早く解消いたしますために、公団の発足後すみやかに審議を開催いたしまして、いろいろな御意見を十分反映する仕組みで方向づけを行なうてまいりたいと考えております。

○向井長年君 政府としてはそれに対してたゞいまま何ら構想を持っていませんか。

○政府委員(岡角良彦君) 考えられます構想としては、先ほど御指摘をいただきました石油資源株式会社、そのような形態で一体的に分離される形態、あるいはそれが各開発プロジェクト、開発地域を主体として民間資金の導入をはかりながら今後の私企業形態として独立できるような形態あるいは帝国石油等との合理的な業務の調整をはかり得るような形態、いろいろ考え方を持っております。

○向井長年君 いま局長から触れられましたが、そうなるべくと、公団設立に伴って石油資源の従業員諸君は公団に入られることになりましますね。そういう結果になって順次引き継がれますね。そういうふうなことになるべくと、いろいろやはり様子が変わってくると思うのですよ、現在の会社の様子。そういう中で、特に資金をはじめとする一切の労働条件、こういう問題についてはいかなければならぬと、変化というか、切り下げては行かない、少なともそれを確保しつつ今後考えていかなければならぬと思うのですが、この点についてどう構想を持っておられるか、あるいはまた、場合によって分離やむを得ない中で、新会社の組織に入った場合に、そういう中でそういう諸君のやはり一切の労働条件というものについて、あくまでも継承する、こういうことが私は必要だと、そういう点についてやはり大きな不安があるんですね。そういう問題についてどう考えるか。

○政府委員(岡角良彦君) 石油資源開発から石油開発公団に切りかえすに際しましては、従業員の給与の問題あるいは退職金の問題等は、すべて現行の形態と内容を全面的に承継をいたしてまいる方針でございます。

○向井長年君 この問題、大臣保証しますか。

○國務大臣(菅野和太郎君) いま局長が言われた方法でまいます。

○向井長年君 保証するかと聞いています。局長が言われたことをそのまま承知したのでございませう。

○向井長年君 それは同じことをとばを要えなくともいいですよ。そういうふうな継承されていくのだから。当然こんなものは切り下げてはいかぬことなんです。したがって、継承していかねばならぬという私が意見を含めて質問しているんですから、局長は、それに対してそういうことを考えていかなければいかぬと言ったら、そういうことは当然のことであるから保証しなさいという、そういう答弁を大臣はされなければおかしいと思ふんですが。

○國務大臣(菅野和太郎君) 局長のことは私のことと同じです。承継しますということ、局長が言っておるからそのとおりです。こう言っているんです。局長が承継しますと言っているから、そのとおりです。私は返事している。全然別のものであれば保証しますと言つけれども、局長も私も同じことだということを言っているんです。

○向井長年君 保証するということに私は解釈をいたしますが、それでよろしいですか。

○國務大臣(菅野和太郎君) けっこうです。

○委員長(鹿島俊雄君) 七時に再開することにいたします。これにて休憩いたします。

午後六時三十分休憩

午後七時二十分開会

○委員長(鹿島俊雄君) それではこれより商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、石油開発公団法案の質疑を行います。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○大矢正君 鉱山局長も長時間にわたって答弁をされておられるから、だいたいお疲れのことと思います。ですから、この際、休んでいただいて、大臣はたいへん博学の方だから、この際、ひとつ大臣を中心にお尋ねをしてみたいと思います。

中東の動乱というものが日本の国のエネルギー、特にエネルギーの中心であります。石油の安定的な供給には確保という上におきまして非常に大きなショックでありましたことは、私どもも同様であります。そこで、私は事業団自身の問題ではなく、日本のエネルギーの中における石油というものが、現状どのような事態にあり、そして将来に対して政府は政策的にどのようなものを持っておられるかということを中心としてお尋ねをいたしたいと思ふのであります。

まず第一の問題点は、国産原油というものはことに微量である。アラビア石油の数量を入れてみましても、日本の国内における需要量から判断をいたしますと、これまたわずかの比率にしかなりません。そこで、結局のところ、今日の段階では、中東をはじめとする世界各地からの原油の輸入が中心の供給源となっているわけでありまします。そこで、私がいまさら申し上げるまでもないように、今日の日本の石油業の中で、この中には、外資系の企業と民族系の企業というふうに、大きく分けて二つの内容のものがあるわけでありまします。私どもが感じますことは、国際石油会社というものの力、これが今日、日本の石油業の力をもっている、あらゆる面でその壁を破ることが困難な状態にあります。それは一つには資金面から来る精製業に対する力の反映、また、その資金面からきたところのひもつき契約、こういうことは、今日の日本の石油業にとりまして非常に重大な内容を持っているものであります。そこで、通産大臣として、日本の石油業、そうして日本のエネルギーの中心であります石油の安定的確保のために、具体的にはどういう考えを持っておられるか。もとより石油開発公団というものがその一つの部分であることは間違いないが、この石油開発公団というものがかりに成立を見たからといって、日本の国内における石油企業の現状なり、また日本のエネルギーの中の中心であります石油の現状というものが大幅に変わるような内容のものでは私はないと思ふのであります。むだであるとは申しませんが、必要なことではあるうと思ふけれども、しかし、今日の巨大なこの原油を必要とするわが国の中にありましては、まことに微々たるものである。したがって、この石油開発公団とは別個に、どういう方向で日本の石油業というものを考え、そして日本のこのエネルギーの中心であります石油の安定的な確保をするかという問題は、当然のことながら、考え方として出てこなければならぬ問題だと思ふのであります。その点についての大臣の政策的な考え方を聞きたい、こう思ふのであります。

○國務大臣(菅野和太郎君) 今日までの石油業というものは、ほとんど外国資本の力によっておることは申すまでもないことであります。戦後、日本には資本力というものはなく、また技術も乏しく、したがって、石油業については外国資本がほとんど支配しておるということが言えると思ふのであります。しかしながら、やはり民族資本で石油を購入し、あるいはできれば石油の油田の開発をしなければならぬというように、民間人としてはアラビア石油などが民族資本として石油の開発をやった。もちろん、クエート、あちらのほうの人も協力はいたしておりますが、とにかく日本として海外の石油油田開発をやったのでありまして、漸次、海外の資本が持つておる権力をこちらへ譲ってもらふような方策をとっておるのであります。

たとえば一例を申し上げれば、丸善石油などの

ておられるでしょうか。

○國務大臣(曾野和太郎君) 外国の資本による石油の輸入は大体八割であります。詳しいことは局長からお答えさせます。

○政府委員(岡角良彦君) わが国で購入をいたしております原油の八割は、いわゆるひもつき原油でございます。選択の上におきましてわれわれの余地がないという形になっております。

○大矢正君 そこで通産大臣、日本のこの重要なエネルギーを確保する上において、その八割までがひもつきであり、そこに原油購入に対するフリー・ハンドといえますか、余地がないということとは、日本の現状にとつても将来にとつても重大な問題ですね。この面について具体的にどういう考えを持っておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○國務大臣(曾野和太郎君) いま申し上げましたとおり八割まではひもつきの石油であります。わが国の資力の増加にたがってこれを漸次日本の資本によつて石油を購入するような方策をとりたいと思ひます。それで、先ほど一例として丸善の例を申し上げたのであります。その他の石油会社においても機会があればひとつ外国のひもつきからこれをほどくように努力したい、こう考えておる次第でございます。

○大矢正君 これは両角局長に具体的にお尋ねしてから大臣にお答えを願つたほうがいいと思ひます。でありますけれども、いま八割はひもつき契約に基づくものである。したがって、そこに自由裁量なり自由選択の余地が何ら許されていないというこの問題は、かりに石油開発公団をつくつて、海外に対してアラ石と同じように自主的な日本の国力において、また民間の企業の努力によつて、ひもつきではないといひますか、純粋な意味における外からの石油の導入ができるけれども、しかし、これから伸びていく日本のエネルギー、そしてその中に占める石油の位置からいけば、少々のことではこの八〇%の全く選択の余地のない原油購入というものが改善されるような方法は、私は今日の

段階で求めることはおよそ困難ではないかという感じがするのであります。それは、政府それ自身の中に目標として具体的にそういふひもつき契約というものをいかにしてこれから取り除いて自由選択の余地をその中に求めていくかという具体的な政策的なものがないから、結果としてはこうなる。なるほど石油開発公団ができる、あるいはアラ石も年々採油量を増してはいるけれども、しかし、なほ今日のふえていく日本の石油の需要の中においては、その八〇%を割るということはむずかしいのじゃないですか。どうされるおつもりですか。

○政府委員(岡角良彦君) 原油の購入にあたりまして、わが国の自主性を高めていく、言いかえしますと、ひもつきの程度を下げていくということがきわめて重要な問題であるという点は、全く御指摘のとおりでございます。これにつきましては、なかなか困難な問題ではございますが、われわれ当面大きく三つの施策を講じてまいりたいと思つております。

その第一は、長期契約等によりまして精製各社が外国企業と結んでおります契約の更改期にあたりましては、過去と異なりまして、今後はわが国側の原油選択の自主性の高い条項を挿入することを求めることにいたしたいと考えております。

また第二に、外資からのローン、インパクトローンの導入に際しましては、できるだけドル当りのひもつきの割合を低めてまいりたい。これは過去におきましてドル当たり五パーセント以上のひもつきでございましたが、漸次昨今改善をいたしまして、三・五パーセント程度に落ちてきておりますが、今後とも外資法の適正な運用を通じて、短期契約の改定並びにインパクトローンの導入に際しましてひもつきのウェイトを下げたいと存じております。

第三の方策は、わが国におきまして、新しくわが国におきます石油の精製業が今日まで二、三追加をされました、また、これからは出るは出るかも知れません。さような新規の業者と、新

規の原油の購入の選択にあたりましては、極力自主性のある原油の購入のフリー・ハンドを確保するよう行政指導を強力に行なつてまいりたいと考えております。

○大矢正君 大臣、民族系と呼ばれるわが国の石油企業につきましても、ひもつき原油の占める比率というものは、減るのではなく、むしろ最近増加しているのじゃないですか。ここ数年間、私はそういうふうに感じとしておるわけであります。私はずいぶんうまい感じに、私の考えは間違いだからけつこうですがね。この点はどういうふうな判断をしておられますか。

○國務大臣(曾野和太郎君) ひもつきの率と申しますか、それは大体横ばいであつて、決してひもつきの率はふえておるというような状態ではないと思つております。

○大矢正君 私はまあ通産大臣からいただいた資料ではなくて、自分で調べた結果によると、むしろここ二、三年来民族系と呼ばれる企業のひもつき原油の比率というものが高まっているというふうな解釈をいたしております。しかし現状が横ばい状態であるといわれるならば、それは私も自分で具体的な数字をはき出したわけじゃありませんから、そのことは深く触れませんが、いざいざ議論にいたしましたも、日本の国自体が、ただいま議論にありましたとおり、自由選択の余地のない形で日本のエネルギーの中の大宗を占める原油が置かれていっていることは、まことに重大な問題です。しかも先般石油業法ができて過当競争あるいは過剰設備というものを排除するための法律のなよりどころはできたけれども、しかし、今日なお依然として石油業の現状というものは、私は案を許さないものがある、こう思うわけですね。そこで問題を具体的にひとつお尋ねしてみたいと思つておりますが、アラビア石油が今日一千四百万キロリッターというものを国内に持ち込む態勢になってきました。このアラビアが今日このみずから採出したものを、日本の国内の販売ルートの上に乗せようという段階では、非常

な問題です。しかも先般石油業法ができて過当競争あるいは過剰設備というものを排除するための法律のなよりどころはできたけれども、しかし、今日なお依然として石油業の現状というものは、私は案を許さないものがある、こう思うわけですね。そこで問題を具体的にひとつお尋ねしてみたいと思つておりますが、アラビア石油が今日一千四百万キロリッターというものを国内に持ち込む態勢になってきました。このアラビアが今日このみずから採出したものを、日本の国内の販売ルートの上に乗せようという段階では、非常

に多くの障害があったわけです。これは御承知のとおり、七大国際石油会社を中心とした圧力ですけれども、これに全力の上から、また油の供給の上から押えられて、アラ石というものが非常に苦勞して今日の態勢ができたわけです。そこで私が心配するのは、たとえば海外の油田開発で投資をし、そうして国力をもつてやうとしたとしても、その油を日本の国内に持ってきて自由に売れる態勢にはないわけです。なぜかといえば、今日日本の石油業というものは、日本の国民や、日本の企業家の判断だけで油は売れない態勢にあるからですね。この問題はこうしてこれから解決されるおつもりですか。

○國務大臣(實野和太郎君) お話のとおり日本の石油業界というものは、外資が支配しておると言ってもあえて過言ではないような状態でありまして、でありますから、決して日本の産業あるいは日本にとって有利な状況にあるとは言えないのであります。しかし、これは先ほど申し上げましたとおり、戦後、日本の資力のない、また技術のないうちにおきましては、全部外資にまたざるを得なかったという実情からこういふ結果になってきたのであります。しかし、漸次民族資本による石油の購入あるいは開発を拡大していくというよりほかに方法がないと思ひますが、あくまで、先ほど局長が申し上げましたとおり、契約期間がきたときには、いままでよりもひもつきの率を少なくするということ、漸次外資の支配力を少なくするといふ方法をとる以外に道はないと考えておるのであります。そうすると同時に先ほど申し上げましたとおり、日本の力によつての海外の石油油田の開発ということ、これをやることによつて漸次ひもつきの率を少なくするということ、この二つの方法で何とかして海外の資本力というものを漸次軽減するように努力したい、こう考へておる次第であります。

○大矢正君 私が申し上げたいことは、大臣、ひもつき契約というものを、これを極力率を低めていかなければならないという問題が一つあること

は、先ほど来言っているとおりでありますが、同時にあわせて考へなければならぬことは、半面ではどうして国内のシェアを持つたかということが問題の一つになりますけれども、これを考へないで開発を中心にものを考へてみても、私は結果としては、何らそのこと自身は日本のエネルギーの需給度というか、自由な購入というものの向上には役立たない、こう思ふのです。だからその問題についてどう思ふか。たとえば、あなたが、石油業界を集めて、たとえばスマートの油がこれだけ多量に国内に入ることができるようになった。アラ石がもっともつと、出るようになったんだから、これを精製を通して販売ルートに乗せたい、こうあなたが言われても、はいそうですかと、聞けるような体制に今日日本の石油業界はないでしょう。この問題をどうしてこれから解決していくのか、ということとは非常に重大な問題だと思ふのです。その点のお答えをお願いします。

○國務大臣(實野和太郎君) お話のとおり販売機構において今日やはり外資が支配しておりますから、したがういまして、民族系による販売網を拡大していくというよりほかに道はないと思ひます。その一例としては、共同石油が一例でありまして、共同石油に対しては政府は相当援助いたしておりますが、これによつて民族資本による販売網を拡大していくというように考へておる次第でございます。

○大矢正君 別に大臣の言葉を取らうというわけでは申し上げませんが、今日の国際石油会社というものの日本に対する政策というものを、あなたはどういうふうにお考へになつておられますか。

○國務大臣(實野和太郎君) 日本に対してどういふふうにして思つてゐるかということ、悪いことばで言へば、搾取する気持であるかどうかというやうなお考へは御質問かと思ひますが、幸ひいま外資の石油業者というものは非常に日本に対しては好意的であるように、われわれは見受けておるのであります。でありますから、いまの丸善石油の

問題にいたしましても、経営は全部日本人によつて経営する経営陣ということ、ただ株だけ持っているというふうなことで、経営はこちらにまかすというふうな態度をとつておりますから、大體非常な好意的な態度で日本に臨んでおるうちに、私はそう思つておるのであります。

○大矢正君 あなたは国際石油会社というものの気がねされて大臣みずからが国際石油会社に対決の立場にあるとか、それは考へ方が根本的に違つてゐる、そういうことをこの席上で言うことは國際的にも問題があつちや困るという配慮の上でそういう答弁をされるのかと私は思ひますけれども、しかし、これはやはりナショナル、インタレストという立場からいけば、この際この国際石油会社というものが、いかにして實質的に日本の産業の原動力であるエネルギー、そのエネルギーの中心である油というものを支配しているかということをはつきり指摘をして、やはりあなた自身が国際石油会社に向かつて、いまのひもつき契約というのはこれはけしからぬ、あまりにもそれはひど過ぎる。この際これはできる限りすみやかにその契約というものをもっと少なくするようにすべきであるということを表明すべきじゃないかと思ふのです。あなたがいまのように、国際石油会社とは全くうまくいつておる、同調的でありまして、こういふ答弁では、依然として日本の国内における油の問題は私は解決しないと思ひますが、どうですか。

○國務大臣(實野和太郎君) 今日まで私の耳に達してゐるところでは、非常に好意的だといふやうに聞いておるものであります。もしも外資の会社がまあ横暴をきわめると申しますか、そういう態度をとるのであれば、それはわれわれとしてはこの横暴を抑えるように極力努力したい、こう考へておるのであります。あくまで日本の利益という立場からわれわれは石油産業というものを発展させたい、こういう考へを持っておりますからして、したがういまして、先ほど申し上げましたとおり、日本の政府並びに日本人によつて支配でき

る石油産業にしたい。かような念願をもつて臨んでおるわけでありまして、もし御心配のことなことがあれば、これはやはりわれわれとしてもそういう横暴を断固として抑制するような態度で臨まなければならぬ、こう考へておるのであります。

○大矢正君 あなたがそういう考へ方、態度の表明が、今日問題があると思ふのです。少なくとも日本の石油精製会社が原油の供給を受け、しかも資金面から援助を受け、この両面から制約を受けてゐる限りにおいて、その一つの石油会社というものがささやかな力で国際石油会社に抵抗しようとしても、これはできてない。そうじゃないですか。それをやうやうというのが私はやはり政府であると思ふのです。もっとやはり遠慮しないで国際石油会社に向かつて堂々と、今日の日本の石油業の現状ではいかぬ、ひもつきをもっとも少なくすべきだ、ということをおあなたが言ひ、そうして今日の日本の情勢を中心とした石油業というものをバックアップしてやらなければならぬ。そのあなたが、国際石油会社とはうまくいつておる、同調的であります、これではどうやってひもつき契約なり国内の販売網ないしは販売のシェア、そういうものを確保していくのですか。あなたの考へは根本的な間違ひがあると思ふのです。

○國務大臣(實野和太郎君) いま大矢委員の言われたことは私はしばしば口にしておる、外資のひもつきを少なくするといふこと、民族資本でやるということ。この石油開発公団などがその最も顯著な例であつて、民族資本で石油を開発する、民族資本で石油の販売網を拡大するといふことはしばしば言つておるのであります。ただ私が申し上げておるのは、そういうやうなことで横暴をきわめるといふやうな事実を知れば、それはそれに対してわれわれは断固としてそれは抑制するように努力したいといふことでござります。政府は数年来、あくまで民族資本の石油産業にしたいといふことで、たとえばアラビヤ石油の問題にいたしま

しても、相当政府がこれに対しては援助を加えておるのであります。そういうことで、できるだけあらゆるチャンスをとらえて、民族資本のもとにおいて日本の石油産業を発展するように努力したいと、こう考えておる次第であります。

○大矢正君 原油の値段というものは、国際石油会社にかつてにきめられて、おまへはこれだけで買いたくないというのが今日の事態でしょう。日本の石油会社というものは、単にそれを精製してまことに付加価値の少ない、利潤の薄いそういう中で競争をしていかなければならぬという問題をかかえているわけでしょう。だとすれば、私はやはり大臣みずからが、私の言うことの認識が正しければ、そういう方向で取り組んでいかなければならぬ問題ですよ。その点を私に強調したいと思

油会社とまづ正面から対決をする意味において、日本の国家権力を用いても対決をするという気がまをこの公団なり、その政策の中であらわしていかない限り、問題の解決にはならないと思うから申し上げておるわけですよ。とにかくあなたに認めがまことに私は違ふと思うのだよ。ほんとうに日本の国家のことを考えるならば、そういう国際的なものが国に及ぼす影響というものをいかにして排除するかということをもっと堂々と、しかも真剣に取り組んでいき、しかも遠慮会釈なく言うべきことは言う立場が必要じゃないかと思うのです。

うし、それからもう一つ、それに関連をして、この開発事業として考えてみれば、少なくとも個々の石油精製会社、灯油を含めて、この力だけで日本のこの石油問題を解決せたりあるいは企業間の競争や、自由な創意だけで問題の解決はできないわけですよ。だから、この際、思い切った国家的な見地に立って日本のこの石油業というものが置かれて問題を解決してやらなければいかぬ。とすれば、どうするかということになれば、私は、そういう意味でこの公団というものにはけっこうなことだと思ふのです。けっこうなことではあるけれども、しかし、内容がこういうことでは、私はまだまだ不十分である、これを指摘させなければいかぬのです。こんな金貨の代行だけをやるような公団で一体何ができるかというのです。そうでしょう。何のことはない、この公団というのは、金貨しをやるだけですよ。たとえ銀行とどう違うのか、これは、銀行に国内の石油資源の開発、海外の石油資源の開発ということに金を積極的に貸してあげないということかと、これと、一体どれだけの違いがあるのですか。そうじゃないですか。こんなかっこうのものでは、今日の日本の石油業という問題の、根本的な解決はできない。私は、むしろこの際、国際石

それからもう一度念を押せば、いま言ったとおり、石油開発公団という名前だけ、どこがこれに書いてあるの、名称だけが石油開発公団で、一般的に石油開発公団といえ、みずから石油を開発するということでしょう。ところが、この目的の中に一体どこに石油開発と書いてあるの、金貨しするということだけでしょう。こんな中途半端なものじゃいけないというのだ。もっとやるなら国家権力の庇護のもとに日本の国家利益を守るために、むしろ国際石油会社と対決するくらいのこととをやつていかなければいけないと思うのです。こんなことを遠慮することはないと思う。私はそういうことを考えているけれども、国際石油会社と対決したくないから回り道をしてということと、金貨しだけこの公団にやらせようと、まことに中途半端なものができ上がったものと思う。しかもさっきから聞いていけば、三年たてばいまの資源開発の営業部門は別会社にして切り離すと。そんなことをしたらそれこそ金貨しでしょう。それなら開発銀行に資金ワークをやったり、開発銀行に出資をもつとやつて、ただで金を貸してやつたり金融の道を講じてやつたりすることとどこに違いがあるのか。どこにあなたの方が原油の安定的な確保をはかるといふものがこの法律の中に出てくるのか、お答えを願いたいと思う。

○國務大臣(菅野和太郎君) いま大矢委員から日

本民族資本による石油産業についての力強い御発言がありましたが、私どもも全く同感であつて、そのとおりな気持ちでおるのであります。また、すでに二月、エネルギー資源の答申を見ましても、自主性ということがはつきり書いてありますし、それではまたひもつきの抑制をやるべきだといふことも答申にはつきり出ておりますからして、したがういまして、もう日本がひもつきを抑制するといふことは、もう内外に発表しておることでありまして、そのような答申によって生まれたのが石油開発公団であつて、これは石油業者あるいはその他の人が寄つて、さしあたり石油開発公団をつくつて、そして実際の第一線のものはたいてはアラビア石油とか、そういうところに第一線の開発をやらして、そして金融的なバックをしてやつたほうがより有効な開発ができるのじゃないかといふことの答申によって石油開発公団ができておるのであります。単なる私は金融業者とは違つて、やはり石油開発公団が第一線の、ともに事業をするという気持ちでこの開発公団をつくつておるのでありますからして、金を貸して利子をあげてやるという考えではないと思ひます。その点だけ私は違つておると、こう思うのであります。単なる金融業者ではないと、こう私は考えております。

○委員長(鹿島俊雄君) では他に御発言もなければ、本案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。

それではこれより本案の討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もないようでございますので、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。石油開発公団法案を問題に供します。本案に賛

成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鹿島俊雄君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午後七時五十六分散会

七月十八日委員会に左の案件を付託された。

一、小規模企業共済法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月十六日)

一、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月十三日)

七月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、薬用にしんじんの中華民国への輸出再開に関する請願(第三四四二号)(第三六三二号)

一、電気工業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願(第三四九七号)(第三四九八号)(第三六五〇号)(第三七五五号)(第三七七八号)(第三八九六号)(第三八九七号)(第三九九〇号)

一、中小企業の事業活動を圧迫する農協事業の是正に関する請願(第三六六〇号)(第三六六九二号)(第三七九一号)(第三八三八号)(第三八九五号)(第三九九一号)(第四一〇一号)(第四一〇二号)(第四一〇三号)(第四一〇四号)(第四一〇五号)

第三四四二号 昭和四十二年七月七日受理
薬用になじんの中華民国への輸出再開に関する請願
請願者 長野市妻科長野県議会議長 羽田 義知

紹介議員 木内 四郎君
中華民國政府が薬用になじんに対する不平等な輸入禁止を早急に解除するよう、国において特別な措置を講ぜられたい。

理由
一、薬用になじんは、長野、福島及び島根三県の地域特産品として栽培され、生産量の九十パーセントを輸出し、外貨獲得に大きな役割を果たしてきた。特に、中華民國は、従来わが国薬用になじんの最大消費市場であったが、昭和三十八年三月二十八日同国政府は、突然日本産薬用になじんの輸入を禁止した。以来官民あけて禁輸解除運動を強力におしすすめているにもかかわらず、なんら進展をみることなく今日に至っている。

二、貿易自由化の現在、韓国産の輸入を許可し、日本産の輸入を禁止している不平等な措置は、わが国薬用になじんの生産意欲の減退を招来し、ひいては日本経済におよぼす影響もきわめて大きく、まことに遺憾にたえない。

第三六三二号 昭和四十二年七月七日受理
薬用になじんの中華民国への輸出再開に関する請願
請願者 長野市妻科長野県議会議内 風間和 夫外一名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第三四四二号と同じである。

第三四九七号 昭和四十二年七月七日受理

電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願(二三八通)
請願者 東京都世田谷区新町三ノ五一四東

京土建一般労働組合世田谷支部内
広沢繁治外三十七名

紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第一二四三三号と同じである。

第三四九八号 昭和四十二年七月七日受理

電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願(六二二通)

請願者 東京都豊島区西巣鴨四ノ三七四東京土建豊島支部内 星野定雄外六十一名

紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第一二四三三号と同じである。

第三六五〇号 昭和四十二年七月八日受理

電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願(一七通)

請願者 佐賀市巨勢町東一四 古賀九一郎 外百六十九名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一二四三三号と同じである。

第三七五五号 昭和四十二年七月十日受理

電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願

請願者 山形県酒田市栄町九ノ三二 佐藤 英雄外百九十五名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一二四三三号と同じである。

第三七七八号 昭和四十二年七月十日受理

電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願

請願者 山形県北村山郡六石田町大字大石 田丁二〇五ノ一 布川幸助外三百四十二名

紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第一二四三三号と同じである。

第三八九六号 昭和四十二年七月十一日受理

電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願(八通)

請願者 岩手県江刺市岩谷堂字根岸二九 高橋良吉外七十四名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一二四三三号と同じである。

第三八九七号 昭和四十二年七月十一日受理

電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願

請願者 山形県北村山郡大石田町大字次年 森美晴外百六十九名

紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第一二四三三号と同じである。

第三九九〇号 昭和四十二年七月十二日受理

電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願(二六通)

請願者 三重県北牟婁郡海山町相賀仲町 民部仲治外二百十五名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一二四三三号と同じである。

第三六六〇号 昭和四十二年七月八日受理

中小企業の事業活動を圧迫する農協事業の是正に関する請願

請願者 宮崎市宮田町一〇ノ二八宮崎県農業機械商業協同組合理事長 高橋 清春

紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第二八八五号と同じである。

第三六九二号 昭和四十二年七月八日受理

中小企業の事業活動を圧迫する農協事業の是正に関する請願

請願者 東京都台東区上野三ノ一七ノ七全 国農業機械商業協同組合連合会 長 岡本直人

紹介議員 豊田 雅孝君
この請願の趣旨は、第二八八五号と同じである。

第三七九一号 昭和四十二年七月十日受理

中小企業の事業活動を圧迫する農協事業の是正に関する請願

請願者 三重県松阪市上川町三、三九三 三重県農業機械商業協同組合理事 長 柴山嘉三郎

紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第二八八五号と同じである。

第三八三八号 昭和四十二年七月十一日受理

中小企業の事業活動を圧迫する農協事業の是正に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ七中央 産業ビル内全日本商店街連合会内 中野喜介

紹介議員 豊田 雅孝君
この請願の趣旨は、第二八八五号と同じである。

第三八九五号 昭和四十二年七月十一日受理

中小企業の事業活動を圧迫する農協事業の是正に関する請願(四通)

請願者 熊本市白山町三四熊本県農業機械商業協同組合内 有働伊精外三名

紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第二八八五号と同じである。

第三九九一号 昭和四十二年七月十二日受理

中小企業の事業活動を圧迫する農協事業の是正に関する請願

請願者 東京都中央区銀座東二ノ八東京都 商店街連合会内 中野喜介

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第二八八五号と同じである。

第四一〇一号 昭和四十二年七月十三日受理

中小企業の事業活動を圧迫する農協事業の是正に関する請願

関する請願

請願者 東京都中央区新富町三ノ二全国石

油業協同組合連合会会長 益田晋

紹介議員 豊田 雅孝君

この請願の趣旨は、第二八八五号と同じである。

第四一〇二号 昭和四十二年七月十三日受理

中小企業の事業活動を圧迫する農協事業の是正に

関する請願

請願者 埼玉県熊谷市榎町五八埼玉農機業

機械商業協同組合内 伊藤吉造

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第二八八五号と同じである。

第四一〇三号 昭和四十二年七月十三日受理

中小企業の事業活動を圧迫する農協事業の是正に

関する請願

請願者 静岡県大和町二ノ九ノ三三静岡農

機業機械商業協同組合理事長 長

谷川幸雄

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第二八八五号と同じである。

第四一〇四号 昭和四十二年七月十三日受理

中小企業の事業活動を圧迫する農協事業の是正に

関する請願

請願者 岡山市幸町七ノ一九岡山農機具

商業協同組合理事長 本藤鶴良

紹介議員 川野 三曉君

この請願の趣旨は、第二八八五号と同じである。

第四一〇五号 昭和四十二年七月十三日受理

中小企業の事業活動を圧迫する農協事業の是正に

関する請願

請願者 埼玉県熊谷市榎町五八埼玉農機業

機械商業協同組合理事長 関利雄

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第二八八五号と同じである。

第十七号中正誤

ハシ 段行 誤

正

六三三 村田浩君

岩尾一君

昭和四十二年八月二日印刷

昭和四十二年八月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局